

令和7年5月30日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
4 番 佐 藤 弘	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正
7 番 小 林 孝	8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博
10 番 篠 崎 聡	11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊
13 番 影 山 常 光	14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一
16 番 影 山 初 吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	荒井 公秀	書記	横田 涼
		書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	鳴 原 健 二	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	今 泉 喜 徳	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	橋 本 泰 寿
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 晴 之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年5月30日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第35号 石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負変更契約の追認について
- 第 5 議案第36号 ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負変更契約の追認について
- 第 6 議案第37号 岩江児童クラブ用途変更工事請負契約について
- 第 7 議案第38号 軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車（デッキバン）の買入れについて
- 第 8 議案第39号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第40号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第41号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第42号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第43号 令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）

第 1 3 陳情第 2 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情

第 1 4 陳情第 3 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情

第 1 5 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書

第 1 6 陳情第 5 号 東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないこと

第 1 7 陳情第 6 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

第 1 8 報告第 1 号 専決処分の報告について

第 1 9 報告第 2 号 令和 6 年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

第 2 0 報告第 3 号 令和 6 年度三春町一般会計予算事故繰越しについて

第 2 1 報告第 4 号 令和 6 年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて

5 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前 10 時 00 分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されておりますので、ご了承願います。

ただ今から令和 7 年三春町議会定例会 6 月会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、15 番鈴木利一議員、1 番影山孝男議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第 2、会議日程の決定を議題とします。

今定例会の日程は本日から 6 月 4 日までの 6 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の日程は、本日から 6 月 4 日までの 6 日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりでありますので、ご了承願います。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 3、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より令和 6 年度第 12 回、令和 7 年度第 1 回、第 2 回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたので、ご了承願います。

…………… 議案の上程 ……………

○議長 日程第 4、議案第 35 号から日程第 8、議案第 39 号までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

令和 7 年三春町議会定例会 6 月会議が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、今年度の事業進捗状況について申し上げます。

はじめに、産業・観光事業についてであります。今年の滝桜観光対策についてですが、観光対策期間中に約13万人の方が訪れていただきました。町民の方々、中郷小学校や田村高校の児童生徒の皆様、そして議員の皆様にもご参加いただき、観光に訪れた方々をおもてなしするため様々な対応を行っていただきました。感謝を申し上げます。

特に、今年は街なかにおいて、「三春SHIROMOTO Project実行委員会」の皆様による「三春シロモト市 春ノ陣」が開催され、大好評でありました。桜の開花時期に街なかにおいて観光客をおもてなしする取組みは、今後の観光振興において非常に有効な取組みであると考えているところであります。

様々な事業にご協力いただきました関係者の皆様に改めて御礼申し上げます。町といたしましても、来春に向け、反省点や課題等を総括し、新たな観光対策を検討するなどして、三春町のシンボルである滝桜をはじめとする「三春の春」の魅力発信に引き続き取り組んで参りたいと考えております。

次に、4月25日にオープンした「アウトドアヴィレッジ三春」であります。

東北最大級のモンベル直営店、三春町名誉町民の田部井淳子さんの記念館、観光情報を発信するビジターセンターを併設した施設となっており、オープンから連日、沢山の方々にご来店いただいております。大変な盛況でございます。

今後、キャンプサイトやカヤックポートなども整備し、さくら湖の利用活性化とともに、サイクリングなども加えたアウトドア・アクティビティにより、交流人口の増加による活性化や町民の健康増進につなげる事業展開を図ってまいります。

また、5月18日は、プレデスティネーションキャンペーンとして、三春駅前において「風ふくマルシェ」を開催いたしました。同日に「三春街なかトレッキング」も開催し、沢山の皆様にご参加をいただき、街なかから三春駅までの賑わいを創出することができました。街なかの活性化を図るとともに、三春駅周辺の活性化及び磐越東線の利用促進PRにも貢献できたものと考えます。ご協力いただきました皆様に感謝を申し上げます。来年度の本事業実施に向けて、さらなる事業展開の検討を進めてまいります。

次に、子育て支援事業についてであります。

4月に岩江こども園が開所し、0歳児から5歳児までの119名に入園していただき、開放的で充実した環境のなかで、楽しく活動していただいております。これからは子どもたちの健やかな成長を支えるため、質の高い教育・保育を提供し、若い世代の方々が地域で住み続け、働き続けることができる施策を推進し、子育て支援策の充実に努めてまいります。

昨年度は、第8期三春町長期計画をはじめとして、各種計画の策定を行って参りました。今年度は各種計画を実施に移していく年と位置づけており、これまでに、順調なスタートを切ることができているものと手応えを感じております。引き続き、皆様のご協力をいただきながら、各種計画を実施して参りたいと考えております。

それでは、今回の6月会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。配布いたしました議案書・議案説明書のとおり、工事請負変更契約の追認が2件、工事請負契約の締結が1件、車両の買入れに係る議案が1件、条例改正に係る議案が1件、補正予算に係る議案が4件で、計9議案になっております。報告事項は、専決処分が1件、予算の繰越しが3件であります。

慎重に審議くださいまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げ、令和7年三春町議会定例会6月会議の開会にあたっての挨拶といたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長　ただいま議題となっております議案第35号から議案第39号までの5件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番。

○13番（影山常光議員）　議案第35号・36号。この議案に対して追認を得たいということですが、本来令和7年3月31日付けで変更契約なりをすべきであったのかと思いますが、ここで請負業者に不利益にならないようにというような表現を使ってますけども、当然これは変更契約をすべきであったものをしないで、その間業者の方は現場を進めているということなんでしょうけども、ここでこの「不利益にならないよう」というような表現と前段の説明を考えますと、これはもう不利益にならないようにというのは確かにあるんですけども、それは言い訳に聞こえるというか、本来やらなくちゃならなかった契約、議会の議決を経なくちゃならなかった契約を議決を得ないで執行していて、そして遡って認めてくれと。そういう議案かと思えますけども、その辺よく説明をしてほしいと思います。

○議長　答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

議案第35号・36号、それぞれキャンプ場に関わる工事でございます。ご指摘がありましたように3月31日まで工事が終わらないということで、令和7年度に繰り越す必要があったということでございます。繰り越すにあたりましては当然議会の手続等々必要かという認識がございましたが、時間的な余裕がないというところで3月31日に契約を締結して、その時点としましては地方自治法に基づく専決処分により今定例会に報告し、承認をいただくということで想定をしておりました。今回、6月会議の議案を上程するにあたりまして、通年議会が開催されている場合につきましては、地方自治法に基づく専決処分の指定されている項目以外については専決処分をし、議会に報告・承認することができないということで確認ができました。私の方でその当時3月31日専決処分です事務的には進めるということで考えていたんですが、その時点で確認不足ということでございました。

今回追認という形で議案の方を上程させていただきましたが、これらにつきましては議会の事務提要等々で、議会の議決を経なかった契約の取扱いについてどのようにしたら良いかということで記載がございまして、その例にならって追認で議会の議決をいただきたいということで上程をさせていただいたものでございます。今回の追認という形になってしまった理由につきましては、私の方の認識・確認不足ということでございました。本当に申し訳ございませんが、今回追認という形で上程をさせていただいたということでご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長　他にございますか。

13番。

○13番（影山常光議員）　まさに今説明いただいたんですけども、専決ということはありえないし、通年議会でもありますし、また、通年議会制度を取っていないところについては臨時議会を開催して、それでも進めるべきだったんだろうと。そんなことで今追認という形を取らざるを得なかったのはやむを得ないかと考えますけども、これは議会制度の根幹に関することですから、今後十分に注意してほしいと思います。

○議長　答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　ただ今１３番議員よりご指摘いただいたとおり、すでに三春町は通年議会になっているわけでありまして、専決自体というのはまずありえないということであります。私以下職員も含めての認識不足でございました。言い訳ございません。大変申し訳ありませんで、今後とも、ただその点を踏まえましても重要な事業でございますので、そこを含めてご審議をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長　ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております５件については、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号から議案第３９号までの５件は、掲載した議案付託表のとおり各常任委員会に付託することと決定いたしました。

……………・議案第４０号 令和７年度三春町一般会計補正予算（第１号）……………

○議長　日程第９、議案第４０号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長　それでは議案第４０号「令和７年度三春町一般会計補正予算（第１号）」の内容について説明させていただきます。

補正予算書の方をお開きください。

補正予算書１ページになります。

令和７年度三春町一般会計補正予算（第１号）になります。

第１条です。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３，０８８万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億３，２３９万９，０００円としようとするものでございます。

予算書８ページまでお進みください。タブレットについては１０ページになります。

２　歳入になります。

１４款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金、予防費国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金で、１億５万６，０００円の増。こちらワクチン接種によりまして、健康被害の認定を受けられました２名の方。現在も治療中でありまして、こちらの方の医療費。あと医療手当に係る国の給付費の負担金になります。国１０分の１０の負担になっております。

続きまして２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、企画費国庫補助金です。重点支援地方交付金、８８万円の増。こちらは令和６年度の国の補正予算で実施しております、物価高騰の影響を受ける生活者への支援に対する事業になります。低所得世帯の支援給付事業でございまして、定額減税補足給付金のシステム改修に係る補助金になります。国１０分の１０の補助金になっております。

２目民生費国庫補助金、児童福祉総務費国庫補助金。子ども・子育て支援事業費補助金で、児童手当制度改正事業分ということで３３万円の増。こちらはシステム標準化ということで

マイナンバーへの情報連携に係る児童手当システムの改修費用になっております。国10分の10の補助でございます。

7目消防費国庫補助金、災害対策費国庫補助金で、新しい地方経済・生活環境創生交付金ということで396万円の増。こちら事業の採択がございましたので今回新たに増額するものでございます。三春町の避難所の資機材整備事業ということで、793万円に対する2分の1の補助ということでの国の補助金になっております。

3項国庫委託金、3目教育費国庫委託金。地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金ということで、289万6,000円になります。こちら配分額の通知がございまして、当初予算で100万4,000円計上しておりましたが、配分の見込みとして390万ということになりましたので、その差額分を今回増額するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。こちら2,176万2,000円の増。歳入の不足分につきまして、財政調整基金を取り崩して繰り入れるものでございます。

歳入については以上でございまして、次のページ。歳出になります。

3 歳出ということで、歳出につきましては、例年どおり、6月補正では4月の人事異動に伴いまして、反映した職員人件費の補正を計上しております。

職員配置に伴いまして、必要に応じて会計年度任用職員を新たに配置した課もございまして、今回あわせて補正計上しているところでございます。今回の一般会計の人件費としましては、正職員がプラス3名で108万6,000円の増、会計年度任用職員プラス2名で463万3,000円の増となっております。各科目の人件費の説明については省略させていただきます。

予算書の11ページまでお進みください。タブレット13ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、11目地域公共交通費の工事請負費になります。公共交通事業で、町道斎藤仁井道2号線側溝等整備工事で261万8,000円の増になります。こちら令和7年の10月から運行が開始されます、福島交通の路線バス新規路線の運行に伴いまして、路線バス及び町営バスが安全に乗り入れるために必要なブリトマート内の町道・側溝などの整備工事に係る工事費を計上しております。

次のページ、12ページにお進みください。

一番下になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。次のページになります。12節委託料になります。低所得世帯支援給付事業で、定額減税補足給付金に伴うシステム改修業務で88万円の増。こちら確定申告等により令和6年分の所得税や定額減税の実績額が確定したことに伴いまして、本来寄付すべき額との調整額で差額が発生した方への不足分の給付になりますので、そちらのシステムを改修する経費でございます。こちら、国の方で10分の10の補助でございます。

続きまして6目介護保険事業費になります。27節繰出金で介護保険事業費で、介護保険特別会計への繰出金。給与等の事務費の繰出金になります。500万8,000円の減になります。こちらは、介護保険特別会計の人件費の補正減に伴いまして、繰出金を減額するものでございます。

次のページになります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。12節委託料、児童手当支給事業のデータ標準レイアウト改版に伴う児童手当システム改修業務。11万円の減になります。こちら当初予算で44万円計上しておりましたが、見積もり合わせの結果、契約額33万円とな

りましたので、不要分を減額するものでございます。

次のページになります。

4目保育所費になります。14節工事請負費、第1保育所の床暖房整備工事1,617万7,000円の工事になります。

こちら床暖房設備故障による工事になりますが、説明については担当課の子育て支援課長より申し上げたいと思います。

○議長 大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 それでは14節工事請負費でございますが、第1保育所の床暖房設備につきましては、昨年末から年明けにかけて施設より不具合の報告を受けておりまして、原因の調査を進めておりました。

調査の結果、不具合の要因につきましては、床暖房の配管からの漏水が最も可能性としては高いというところではございましたので、原因を突きとめるには、当然ながら床板を剥がしながら漏水箇所等を確認する必要があるということがありましたので、多額の費用を要することが想定されたために、修繕につきましても別工法による対応を検討しておりました。

結果としまして、既存の床の上に9mmほどの床暖房と同じ機能を持つような温水暖房マットを新たに設置して、その上に床板を張ると。6mmとか9mmとかの床板になろうかと思いますが、おおよそ今の床の上に2cm弱程度の床暖房設備、あと床板をかき上げするといえますか、そういう工法で設置するのが費用的にも工期的にも早いというところから、その費用について今回補正予算を計上したところでございます。

第1保育所、すべての保育室、あとは遊戯場はパネルヒーター等ございますので、こちらすべて今動いていない状態でございます。

こちらのすべての保育室へのかき上げの床暖房といえますか、そういったものの工事費について、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長 菊田財務課長。

○財務課長 それでは続きまして16ページをお開きください。タブレットは18ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費になります。負担金、補助及び交付金。予防接種事業で、新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度給付金で105万6,000円の増になります。こちらワクチン接種により健康被害を認定された方2名の方に対する給付金になりまして、12ヶ月分を見込んでおります。

続きまして次のページ、17ページになります。

2項清掃費、1目清掃総務費で、11節役務費・13節使用料及び賃借料になりますが、こちらは当初予算支出科目計上誤りのため、今回組み替えを行うものでございます。手数料8万円減額しまして、使用料の方に自治体法務サービス利用料を組みかえるという補正でございます。

次のページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費。18ページ・19ページにわたりますが、負担金、補助及び交付金ということで、農業振興一般費。園芸ギガ団地事業施設等導入支援補助金、134万4,000円の増になります。こちらはJAのギガ団地構想というのがございまして、園芸振興に向けまして農業生産額を東日本大震災前の水準まで回復を図るということで、1億円以上の売り上げを目指す産地のことでございます。

そのJAギガ団地構想に位置付けられております、ピーマンの施設等を導入して産地化に取り組む町内の生産者への支援になっております。対象者としましては、令和7年の1月に新規就農者2名で設立しました合同会社の方が対象となりまして、ピーマンの施設ということでパイプハウスを12棟、自動かん水装置を3台、自動換気システム24台。総事業費で1,920万円の事業を実施することになっておりまして、こちらにつきましては、国で40%、JAで18%、町では7%、あと自己資金ということで支援しております。その町の7%分ということで今回134万4,000円を計上しているものでございます。

続きまして21ページまでお進みください。タブレット23ページになります。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費で、備品購入費で計上しております。こちらは避難所運営において課題となっております、避難者のプライバシーの確保などの生活環境改善を図るため、国の補助金2分の1を財源としまして、テント式のパーテーションなどの防災資機材を購入しまして充実を図っていくものでございます。購入するものとしましては、医療用の蓄電池が1台で363万円。ポータブル蓄電池が8台で104万8,000円。テント式パーテーションが50張で139万2,000円。簡易ベッドが100台ということで150万円を計上しております。

次のページにお進みください。

10款教育費、5項社会教育費、2目交流館費になります。こちら12節委託料と13節使用料及び賃借料。こちらについても、当初予算支出科目の計上誤りということで組み替えになります。公共施設の予約システムにつきまして、使用料の方を減額しまして、委託料の方に組み替えるという補正でございます。

続きまして23ページ、次のページにお進みいただいて、6項保健体育費、1目保健体育総務費で次のページになります。負担金、補助及び交付金で、生涯スポーツ振興費。町スポーツ少年団補助金で13万5,000円の増。こちらはスポーツ少年団への補助金の積算根拠としておりました団員の登録料などが、県のスポーツ少年団の会計の見直しによりまして、令和7年度より増額となったため、その値上がり相当分を補助額増額とするものでございます。当初予算で38万で見込んでいたものですが、55万円になるということでその差額分を今回補正増としたものでございます。

説明は以上になります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 歳入歳出それぞれに新型コロナワクチンで今2名の方が入院しているという話だったんですが、分かる範囲で説明お願いできますか。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

コロナワクチンでの入院ということではなくて、通院となっております。40代女性と70代男性の2名というふうなことでございます。

以上です。

○議長 他にございませんか。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 災害備蓄の件で、蓄電池とか簡易テントの保管場所はどこに

なるんですか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 購入いたしました資機材につきましては、避難所指定のところにそれぞれ配置する計画でございます。各避難所の指定場所に置ききれない分につきましては、防災倉庫にまとめておきまして、有事の際のために保管しておくというような対応を取りたいと考えております。

以上です。

○議長 他にございますか。

(なしの声あり)

○議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

……… 議案第41号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) ……

○議長 日程第10、議案第41号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 それでは議案第41号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてでございます。補正予算書、タブレット36ページからお願いしたいと思います。

令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億803万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、まず歳入でございます。

タブレットの42ページ。歳入の予算書をご覧ください。

歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金でございますが、こちらマイナ保険証の取り扱いに関する周知広報に係る経費に対する補助金としまして、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金9万3,000円を追加するものでございます。

続きまして次のページ、歳出でございます。

1款総務費、4項趣旨普及費でございます。こちらはマイナ保険証資格確認書取り扱いに関わります周知チラシ・ポスター等に係る費用、消耗品1万8,000円を増額するものでございます。

次に3款国民健康保険事業費納付金でございます。こちらにつきましては、令和7年度の経営の納付金の額が確定したものに伴うものとしまして、1項の医療給付分725万6,000円を追加し、2億5,715万2,000円にするものと、2項後期高齢者支援金等分としまして86万1,000円を増額しまして、9,883万6,000円に、3項介護納付金分としまして19万3,000円を増額しまして、2,921万2,000円とするものでございます。

次に8款予備費でございますが、こちらは歳入歳出の調整としまして823万5,000円を減額し、1,055万8,000円とするものでございます。

説明につきましては以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 議案第４２号 令和７年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号） ……………

○議長 日程第１１、議案第４２号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは私の方から説明を申し上げます。

タブレットのページ数でいきますと４６ページになります。

三春町介護保険特別会計補正予算ということで、第１条になります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ５００万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１８億１，６５７万５，０００円とするというものでございます。

ページ進みまして、タブレットのページ数でいきますと、５２ページ。ご覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

歳入になります。歳入の詳細ということで、繰入金、一般会計繰入金、介護保険事務費の繰入金、ということで、先ほど一般会計の補正の中で財務課長の方から説明がありましたが、一般会計から繰り出したお金、人件費見合い分ということで、５００万８，０００円の減額をさせていただきましたが、その分のことで繰り入れ額が減額になるというふうなことでございます。

次のページになりますが、こちらが歳出でございます。

総務費、総務管理費の一般管理費ということで、人件費ですね。５０８万８，０００円分を減額をするということで、中身の詳細につきましては説明の欄の記載のとおりでございます。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 議案第４３号 令和７年度三春町下水道事業等会計補正予算（第１号） ……………

○議長 日程第１２、議案第４３号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

橋本企業局長。

○企業局長 それではご説明いたします。

議案第４３号「令和７年度三春町下水道事業等会計補正予算（第１号）」についてご説明いたします。

まず、議案説明書の方をご覧ください。議案説明書の方の、タブレットでいきますと３～４ページ、ページ数でいきますと３ページになります。

議案第４３号「令和７年度三春町下水道事業等会計補正予算（第１号）」です。

今回の補正予算は、資本的収入においては企業債、補助金の追加で、資本的支出においては建設改良費の追加であります。今回の補正により、資本的収入８１５万円、資本的支出８６５万円をそれぞれ追加し、資本的収入の総額を２億１，１３０万円、資本的支出の総額を３億８１５万円とするものでございます。

続きまして、補正予算書の方をご覧ください。

タブレットのページは６１ページからになります。下水道の予算書としては１ページになります。

こちらの第２条の第２款、農業集落排水事業の収入及び支出になります。

こちらの補正予算額。収入については８１５万円。うち企業債が４３０万円、補助金が３８５万円。

支出。農業集落排水事業、建設改良費。同じく８１５万円になります。こちらにつきましては農業集落排水機能強化事業という事業を実施するにあたりまして、予算の上程をさせていただいているところでございます。

続きまして、支出の第３款個別排水処理事業。こちらは４９万８０００円になります。人事異動に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。資金的収入及び資金的支出の内訳になっております。

まず資金的収入。農業集落排水事業、企業債、下水道事業債で４３０万円。続きまして補助金としまして３８５万円になっております。こちら先ほども説明いたしましたが、農業集落排水強化事業補助金となりまして、こちらは農業集落排水施設３施設ございますが、下舞木・過足・中妻。こちらの施設の方の長寿命化計画を策定する業務となっております。

続きまして支出になります。こちらの農業集落排水事業の方の支出につきましては、建設改良費の方で、委託費といたしまして８１５万円。計画策定費として計上しております。続きまして、個別排水処理事業につきましては、人件費に伴う変更でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第１３、陳情事件第２号から日程第１７、陳情事件第６号を議題とします。

本日までに受理した陳情はタブレットに掲載しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第１８、報告第１号から日程第２１、報告第４号まで町長から報告がありました。このことについて、タブレットに掲載したとおりでありますので、ご了承願います。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前１０時４５分)

令和7年5月31日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
4 番 佐 藤 弘	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正
7 番 小 林 孝	8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博
10 番 篠 崎 聡	11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊
13 番 影 山 常 光	14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一
16 番 影 山 初 吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 荒井 公秀	書記 横田 涼
	書記 佐藤 祐梨子

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	嶋 原 健 二	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫	子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三
産 業 課 長	遠 藤 晃	建 設 課 長	新 野 恭 朗
企 業 局 長	橋 本 泰 寿		
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 晴 之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年5月31日（土曜日） 午前10時00分開議

第1 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いいたします。

また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されていますのでご了承願います。

本日は、8名の議員が一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… 一般質問 ……………

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は、質問者1人につき質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、順番に発言を許します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） それでは、さきに通告してあります2件について質問いたします。
第1の質問は、戸籍等の証明書についてです。

1点目。戸籍謄本などの証明書は、令和6年3月1日より本籍地以外の役場で取得が可能になったということですが、どのようなものが該当するのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 答えいたします。

戸籍法改正によりまして、従来、本籍地でしか取得できなかった戸籍証明書が令和6年3月1日より全国どこの市区町村窓口でも取得可能となっております。

取得可能な証明書は戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本となります。なお、戸籍抄本や戸籍の附票などその他の戸籍関係証明書につきましては、本籍地以外では取得することができません。

また、請求にあたっては本人または配偶者、直系血族の方が顔写真付きの身分証明書を持参した場合のみ取得可能となっております。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 私も地元出身じゃないので、地元の役場でこういった戸籍謄本が取れるというのは非常に嬉しいことではありますが、中で請求するのに写真付きの証明書等がほしいというようなことがありましたけども、具体的に言いますとマイナンバーカードとか、運転免許証、パスポート、それが該当するのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 答えいたします。

議員が申し立てたとおり、本人確認ができる顔写真証明書につきましては、運転免許証、顔写真付きのマイナンバーカード、パスポート等が該当いたします。

以上です。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは、今度2点目の質問に移りたいと思います。

2点目ですが、行政DX（デジタルトランスフォーメーション）の一環かと思いますが、隣の郡山市にはオンラインによる出生届の受付が全国に先駆けて行われているということですが、当町でも出生届のオンラインによる受付はしているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 答えいたします。

出生届の際には母子手帳への出生届出済証明や児童手当、すくすく子育て電子マネーなどの申請手続や説明、マイナンバーカードの申請など、出生子に係るワンストップサービスを実施しております。出生後の手続は多数ありますことから、現時点では出生届と一体化して

対面で説明しながら対応することが最良と考えております。

戸籍法施行規則の改正によりまして、令和6年8月30日からオンラインによる出生届が運用開始となっておりますが、先ほど申し上げた理由によりまして、三春町におきましてはオンラインの出生届の受付を実施しておりません。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） ということは、三春町ではオンラインによる出生届の受付ということは検討していないということでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、ワンストップでの対面での説明しながら、出生届の受付が今現在、最良と考えてございますが、近隣市町村の導入の状況を伺いまして、導入については今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

平成16年4月以降、戸籍関係の電子化に伴い、オンライン申請が法律上可能になったということですが、現在、ほとんどそういった電子化のシステムは運用されていないという状況となっております。電子化できない理由として考えられる理由は何でしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

届書以外に戸籍証明書のオンライン申請を実施している自治体についてはございます。

オンライン申請は行政書士や司法書士等からの請求が認められていないことや利用できる方が署名用電子証明書がついているマイナンバーカード所持者に限られており、全ての方が利用できる環境でないことから実施しない自治体が多いことと考えております。

また、手数料についてはクレジットカードや二次元コード決済などとなり、行政側での入金の確認が複雑かつ困難となることも実施しない要因の一つとなっていると思っております。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは、4点目の質問に移らせていただきたいと思います。

三春町合併70周年を記念して、オリジナルの申請書等、特に婚姻届など作成することはないのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

婚姻や出生を祝福し、その喜びを記念に残せることを目的としてオリジナル届書を作成している自治体がございます。

三春町では前年度に届出された出生届は65件、婚姻届は26件であり、オリジナルの届書を作成しても利用する方は限定されているため、作成する予定はございません。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 婚姻届というのは、夫または妻の本籍地のあるところに提出する

のが原則ということになっているようですが、結婚式を挙げた自治体や、もしくは旅行に行った先の自治体でも受け付けているという事例があると聞いたことがあります。三春でオリジナルの婚姻届、かわいらしいとかきれいとか、そういったものがあるとなれば、三春に来て婚姻届を出してみようかなとか、そういったものもあるのかなと思いますけども、検討されないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、届書につきましては、限定される方の利用となっておりますし、届書を提出してしまうと手元に残らないという部分がございますので、今現在については作成する考えはございません。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは、第2の質問に移らさせていただきたいと思います。

第2の質問は路線バスに関することになります。今年の10月から町内を運行する路線バスの方ですが、2路線になるということで質問いたします。

1点目ですが、船引線の廃止に伴い、三春線も路線が変更になり、大町のバス停のあたりから北町の方に行き、田村警察署が終点ということになるようですが、町の庁舎や社会福祉協議会がある町役場バス停を廃止するという考えでよろしいのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

全県的な広域路線バスの見直しの中で、令和7年10月から船引線は廃止、三春線は船引線と統合し、経路を変更して運行されます。船引線の廃止に伴い、国道288号線を経由する三春病院行きがなくなってしまうことから、三春線を三春病院経由、田村警察署行きに変更することと、福島県地域公共交通活性化協議会で決定をいたしました。

今回の経路見直しにより、三春大町から三春清水までは実質廃止となってしまうことにつきましては、三春病院、役場、清水を通る最適なルートがないか、福島県や福島交通と様々な検討を行いました。利用状況や運行経費などの観点から、今回の見直しでは役場前を通るルートは断念したところであります。廃止となる三春大町から三春清水間につきましては、利用が見込まれる時間帯は可能な範囲で町営バスと接続できるよう調整してまいります。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 大町からコミュニティバスで廃止になった部分の便宜を図るということは素晴らしいことだと思うんですが、路線バス、いかんせん、私の住んでいる下舞木のところに郡山駅から来るまで、10分は毎回遅れて到着します。そこから三春に行って大町に行くというと、さらに定刻より遅れるということになるんですけども、そういったバスの接続と町営バスの接続、上手くいくんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

町営バスとの接続・乗換につきましては、全ての便とはいきませんが、可能な限りで接続できる、また路線バスのそういった遅れの時間も含めての待ち時間があるかもしれませんが、接続できる形で今後調整をしてまいります。

以上です。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 遅れを加味して町の町営バスということですが、10分遅れたら歩いても庁舎に着くぐらいの距離なのかなと思ったりしますけども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 路線バスが大幅に時間が遅れた場合に接続できないかなということですが、そういった形につきましては、対応できる分につきましては、まずバスの運行の中での対応が可能な範囲については、対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

2点目ですが、桜の時期、郡山から三春の庁舎を目指してバスで観光に訪れる方も、ほとんどいないんですけども、何名かおられました。三春清水までは行かなくてもいいんですけども、中型バスぐらいであれば庁舎の付近で転回することが可能かということで、郡山、三春駅を役場経由北町行きにできないのか。先ほどとちょっと似たような質問ですが、よろしく。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

役場庁舎付近での回転による役場経由北町行きにできないかというご提案につきましては、今回の経路の検討の中で福島交通と確認を行い、役場付近駐車場などスペース的には転回は可能ですが、駐車場の混雑状況に左右されてしまうこと、また、運転中は原則バックによる転回を行わないことから、中型バスが確実に転回できる場所が確保できないため、現状では難しいものと考えております。

○議長 篠崎聡議員。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で10番篠崎聡議員の質問を終わります。

○議長 6番石井一正議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○6番（石井一正議員） 議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

1994年6月、埼玉県越生町、人口1万3,810名。この町で寄生虫クリプトスポリジウムが飲料水より感染しました。町民の8,800人が集団下痢を起こしました。

質問であります。もしも塩素で死なないクリプトスポリジウムが三春町浄水場に入ったら、どのような対策を取られますか。答弁を求めます。

○議長 答弁を求めます。

橋本企業局長。

○企業局長 ご質問にお答えいたします。

クリプトスポリジウムは、人や動物の腸に寄生する原虫であり、人が感染すると下痢等の症状をもたらします。クリプトスポリジウムは、塩素消毒に強い抵抗性を持つため、水道水

源が汚染された場合、通常の塩素消毒だけでは十分に除去できない可能性があります。

国が定める「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」によりますと、浄水処理については、急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等のろ過設備であって、そのろ過池出口の濁度が常に0.1度以下に維持することが可能なもの、または、紫外線照射によるクリプトスポリジウムを不活化できる紫外線処理設備となっております。

三春浄水場では急速ろ過方式による処理を行っており、ろ過池出口の濁度は、常に指針の定める0.1度以下を維持しており、これによりクリプトスポリジウムを含む微粒子を効率的に除去しております。

また、三春浄水場の水源は大滝根川になりますが、その水源のクリプトスポリジウムの検査については、指針に基づき3か月に1回実施しております。

平成20年度より検査を実施しておりますが、過去に1度だけ水源においてクリプトスポリジウムを検出しております。そのときは水道水の検査も行いましたが、水道水からは検出されませんでした。

これは三春浄水場の浄水処理により除去されているものと考えております。

今後も、安心して水道水をご利用いただけるよう、水質管理に万全を期してまいります。

○議長 石井一正議員。

○6番(石井一正議員) 2番目の質問をさせていただきます。

14年前、東日本大震災で…

○議長 石井一正議員。2番目の質問はありませんので、再質問ですか。

○6番(石井一正議員) 再質問です。

○議長 どうぞ。

○6番(石井一正議員) 申し訳ありません。再質問いたします。

東日本大震災の建屋が水素爆発で10トンほどの放射性物質が飛びました。そこで、放射性物質の対策はどのようにされているか、答弁を求めます。

○議長 石井一正議員に申し上げます。この質問は通告を受けていませんので、質問は許されませんので、これで終わってください。

○6番(石井一正議員) はい。

○議長 以上で6番石井一正議員の質問を終わります。

○議長 4番佐藤弘議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○4番(佐藤弘議員) 2点の質問を行いたいと思います。声が出ないので聞きづらいと思いますが、よろしくお願いをします。

1点目の(1)いじめについて、解決策はどのような考えなのか、お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第1の質問にお答えいたします。

いじめ問題の解決にあたりましては、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って対応し、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、児童生徒や保護者に対する継続的な支援が重要になると考えております。

三春町においても、各学校においていじめ防止の基本方針を策定しております。いじめを認知した場合は、校長を中心に組織的な対応を速やかに行い、児童生徒に対しましては、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な支援を積極的に活用しております。

いじめの解決にあたりましては、事実関係を丁寧に聞き取った上で適切な支援指導を行うとともに、保護者の協力をいただき、関係機関・専門機関と連携して対応しております。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) ただいまの解決策でありますけれども、基本的には学校内での先生方の解決策。私はこれであって、いつまでもいじめは減らない状態になっているんじゃないかと思います。

問題なのは、このいじめについて、まず教育委員会が各学校の校長先生に対して、PTAの三役を呼んで、学年懇談会・学級懇談会を開催することが大切だと思います。

問題なのは、より多くの保護者が自分の児童生徒がいじめに遭っているのか、いじめをしているのか、きちっと把握をする。学級ごとにおいては、誰がいじめをしているか児童生徒の間でははっきり分かっていることです。学級ごとの保護者全員が集まって懇談をすることによって、いじめをしている子ども、親はそれ以上のいじめをさせない、することができなくなる、そういう環境が作られる。

したがって、一番大事なのは、明らかにして全体的に解決をしていく。そのことが一番良い解決策だと思います。今、学校内だけでやっている解決では十分な解決ができない。このように思います。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

佐藤議員様には、いじめの問題について継続的にご質問をいただき、その都度、詳細な説明、個人情報を守られる範囲での説明を続けて参りました。それによりまして、各学校でどのくらいのいじめが起こっているのかということ明らかにして、この場でもお話をしておりますし、各学校でもそれぞれの保護者の方々に通知をし、情報として活用していただけるような配慮をさせていただいております。このことについては感謝申し上げます。

それによりまして、学校だけでの解決ではなく、子ども同士のトラブルが起こらないということはまずあり得ないので、友達に傷つけられることを言われたとか、あるいはちょっとした争いがあったということについては、包み隠さず、学級全体の問題としてお話をする土壌ができてるように感じております。

これにつきましては様々な解決の大きな糸口として今も取り組んでおりますし、トラブルがあったからといって、それを保護者の問題になるような大きな問題に発展しないように、極めてささやかなところから解決すべく、学校を挙げて、どの学校でも取り組んでおりますので、そのことをご報告申し上げたいと思います。

学校だけのものではなく、学級懇談、あるいは学校運営協議会等で話題にすることによって、「子どもたちのトラブルは起こっていますよ」「でも、それは確実に解決に向けて動いています」というようなことを確認しながら進めております。そのことにつきましてはご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) ただいまの答弁の中で大きな問題にしない。大きな問題とはどのようなことを言っているのか。私は保護者、要するに学級なら学級全体の保護者の懇談を、そ

れは大きな問題にするということではなくて、問題を明らかに全体化をするということ。したがって、全体化をすることによって歯止めをかける。教育長が言っている保護者はそういう保護者でなくて、いじめのあった、いじめをした保護者が対象の話である。また、関係する保護者でなくて、関係しない保護者、要するにどちらでもない保護者も含めて議論をしていく。そのことが大切だと私は申し上げているのでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ありがとうございます。いじめの本質は、いじめをする子ども、いじめをされた子ども、そしてそれを傍観している子ども、様々な要因が考えられます。そんなことをしっかり親さんの目線で具体的に考えていくということはとても大切なことだというふうに考えておりますので、それぞれの学校できちんと活かすべく指導して参りたいと思います。

○議長 佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） 次の質問に入ります。

登校拒否について。1番。三春中学校・岩江中学校の5年間の登校拒否の数。学年ごとに、さらに三春中学校においては年度ごと・学期ごとに数を、その数の内訳として、三春小学校卒業の数とその他の学校卒の数を教えてください。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 第2の質問にお答えいたします。

国では「年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因や背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者」を不登校として規定しております。なお、病気や経済的理由による者は除くということになっております。

三春町におきましては、この定義により不登校児童生徒を把握しておりますが、不登校児童生徒に関する数字につきましては、個人を特定するおそれがありますので、公表できる数字で答弁させていただきます。

町立中学校全体での不登校生徒数は、令和2年度が18人、令和3年度が24人、令和4年度が3人、令和5年度が22人、令和6年度が23人です。

令和6年度三春中学校の生徒のうち、三春小学校の卒業生で不登校生徒の割合は6%です。また、小規模校の小学校卒業生で、不登校生徒の割合は4.5%です。

以上であります。

○議長 佐藤弘議員。

○4番（佐藤弘議員） ただいまの答弁の中で、個人を特定されるおそれがありますので、公表できる数字で答弁とありましたが、個人を特定されるおそれがあるということはどのようなことか。また、私が質問した三春中学校・岩江中学校。これがまとめて報告されている。これはどういうことなのか。私の質問に対する答弁がなされていない。そのように思います。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

不登校の児童生徒につきましては、非常に深い悩みを抱えている子どもたちというふうに認識しております。そして、その保護者の方々についても、非常にお子さんの悩みが大きい

ということでございますので、年度ごとに数をお話しした場合、そしてそれが少ない数だった場合、どここの誰々がという話につながりますので、そのところは控えさせていただいております。改めて、非常に悩みを抱えている子どもたちがいる。その状況においてお話しできる範囲でということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) これもいじめと同じく、やはり隠蔽がある。私は、個人を特定されるおそれがあると言いますが、個人は特定されているんです。学校の中では分かっているんです。誰が休んでいるか。クラスでも誰が休んでいるか、分かっているんです。これを数が少なければ特定されるといろんなおそれが、おそれも何もないんです。なぜ言えないのか。再度、これはやはりいじめと同じく、きちっと公表するべきであります。少なければ個人が分かる。少なくとも分かっているんです。分からないんですか。クラスで休んでいれば、誰が休んでいるか分かるんです。分からないと思っているんですか。再度、明らかにするようお願いをします。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 繰り返しのご説明になりますが、学校の中で、教室の中で学校に来れない子どもが分かっているという状況につきまして、周りの子どもたちも非常に神経質に考えておりますので、あえてこの場でその数を特定し、どここの誰々が学校を休んでいるという情報をお伝えすることは、本人に対する配慮が欠けるということに考えておりますので、ここでは控えさせていただきたいと思います。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 特定されることが私は悪いことだとは思いません。特定されることによって、地域においても、その子に対していろんな関わり合いが出てくる。良い意味で関わり合いを持てるようにしていく。それが教育だと思います。地域においても、その子が全然話にならない。要するに触らない。そういうことはしていいんでしょうか。教育とはそういう問題ではない。いつも言っています。「地域全体で」と。したがって、地域の中でも、「あの子はこういう子なんだ」「みんなで力になろう」。そういうのが生まれてこそ教育だと思っています。再度考え直してほしい。

また、次の質問ですけれども、三春中学校の生徒のうち三春小学校卒業者で不登校生徒の割合は6%。これ、何の6%。要するに不登校の数の何%だと私は聞いている。不登校の数23名であれば、その数の何人が三春卒なのか、それを聞いているんです。全体の6%なんて言われても、私の質問には全く答えていません。よろしくお願いします。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

三春小学校と三春小学校以外の学校の出身者ということを考えますと、三春小学校以外の小さな学校は具体的な数が特定されてしまうおそれがあるので、割合でお答えしているということでありますので、ご了解いただければと思います。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) また同じことを言っていると思います。なぜ三春小学校の数、登校拒否の何%なのか、言えないんですか。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 繰り返しお話しいたします。令和6年度、三春中学校における出身小学校学級別の出現率ということでお話をしますと、三春中学校における三春小学校出身者の出現率は6%、それから三春小学校以外の小学校の出身者で不登校で精査されている数は4.5%ということになります。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 私が聞いているのは、あくまでも登校拒否の数のうち三春小学校卒業は何人なのかを聞いている。全体で6%、4%、足して10%と。こういうものの言い方というのは、答弁はおかしいんじゃないですか。登校拒否が23名ならば、何名が三春小学校卒業なんですか。なぜ言えないんですか。パーセンテージで言えるならば、数を言えるでしょう。分からないんですか、計算が。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

三春小学校出身者の人数、三春小学校以外の出身者の人数。そうすると、三春小学校以外の出身者の人数は5校分の足し算になりますので、5校それぞれの数は非常に微妙な形になります。ゼロとか1とか2とか、そういう形になるので、全体でお話をしているということなので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 全体でというのはどういうことですか。登校拒否の数が分かっているわけでしょう。その登校拒否の数が分かっているんですから、そのうちの三春小学校、何名か分かるでしょう。その計算ができないんですか。ここまで私が言っているんです。できないならできないと言ってください。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 児童生徒の悩みの状況から、できるだけ数を明らかにしないで、全体の傾向だけお話をすることでご理解いただきたいと思いますということで進めております。

最初の質問でお答えしたのは、町内の中学校の不登校の数ということなので、2校併せてのご説明でございますので、三春中学校だけの数を抜いてしまうと岩江中学校の数が明らかになってしまうという引き算が出てきますので、できるだけそこは私たちの配慮をご理解いただきたいと思いますというふうに思います。様々な案件で非常に悩んでいる子どもたちについて、皆さんにできるだけお伝えしたいのですが、どこの誰が非常に大きな悩みを抱えていて、どこの誰のご両親がそれに対して非常に悩みを深めているということを十分勘案しながらのお話ですので、ここはご理解をいただきたいと思います。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) まず、そういうふうに隠すこと自体が私は大きな問題だと思います。岩江の登校拒否の数が分かるのが問題だと言っていますが、数は分かるんですよ。岩江の中学校に保護者が「登校拒否の数は何名ですか」と聞いたとき、「言えません」と答えるんですか。さっきも言ったとおり、クラスでは分かっているんです。学年でも分かっているんです。したがって、分かっているっていうことは、保護者が聞けば、どこの誰々です、休んでいるのは、子どもはちゃんと言います。それをなぜ隠さなきゃならないんですか。地域全体でその子を見守る、そういう姿勢がないんですか。いじめと同じなんです。再度、持ち帰って検

討を願いたいと思います。

次の質問に行きます。主な登校拒否の原因は何か。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

不登校の主な原因は個人によって様々であり、児童生徒が抱える不安、無気力、生活のリズムの乱れ、遊びや非行、友人関係をめぐる問題、親子の関わり方、学業不振、教職員との関係をめぐる問題など多岐にわたります。そして、これらのうち一つが不登校の原因ではなく、様々な原因が複合的に重なっているということが報告されております。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 私は三春小学校の何人、その他の小学校の数が何人と聞いておりますけれども、それは統合中学校によって不登校が生まれているのではないかという疑問を持っているからです。そういうことがないのか。私はやはり今の中学校の学校のあり方、今はそれぞれのクラスが数学のクラス、国語のクラスという編成をしております。朝行ったときに集まる、一日その場所にホームルームという、昔で言えば、1年1組はホームルーム、朝から晩までそのクラスに子どもがいる。

したがって、朝から、数学の時間は何組のクラスだ、移動、移動、そういうことになる。要するに統合中学校でありますので、三春小学校以外の子どもはそれぞれ学校の絡みでも少ない数。したがって、クラス編成もなかなか同じクラスにということは難しい。ばらばらになる。したがって、朝来たときに一日いる。同じクラスにいれば、友達もしやすい。したがって、今のクラスのあり方では、朝行ったときはかばんを置く場所、そういうところ。来てすぐ移動だ。三春小学校の子どもたちは多いからあまり感じないと思いますが、ほかの学校から統合中学校に来た子どもはばらばらで、朝から移動、移動。したがって、なかなか友達ができない。学校に行くのも嫌になる。そういうことがあるんじゃないかと思います。

またもう一つは部活。これが確かにスポーツ的なクラブは対抗試合がある。したがって、試合近くになれば、土曜・日曜関係なく、練習にしてやらなきゃならない。しかし、保護者が送り迎えできない子どもは参加できない。したがって、三春小学校であれば、歩いて通える。しかし、それ以外の沢石なり中妻。遠くになればなるほど、親がきちっと送り迎えできなければ参加できない。したがって、だんだんそういうところに参加できなくなれば、選手としても出ることができない。部活にも行くのが嫌になる。登校拒否になる原因だと私は思うんです。

したがって、その数をきちっと把握をしたい。その数を把握すれば、原因も分かると思うんです。どうなんですか、その辺は。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 様々な生徒の生活環境、それから登校の違いについてご心配いただきましてありがとうございます。議員ご質問の件につきましては、あちこちで常に話題になっていることでございますので、先ほど出現率のデータをお出し申し上げましたけれども、もう少し詳しくお話をさせていただきたいと思います。

先ほど令和6年度、三春中学校における三春小学校出身者と三春小学校以外の出身者の出現率の違いを、三春小学校出身者が6.0%、三春小学校以外が4.5%と申し上げました。それを2年間遡って数値を出してみたところがあるので、ご紹介してみたいと思うんですが、

令和5年度につきましては、三春小学校の出身者の不登校出現率が9.0%でした。それから、三春小学校出身者以外の出現率は5.1%でした。令和4年度につきましては、三春小学校の出身者の不登校出現率が10.7%、そして三春小学校以外の出身者が2.9%という数字でございますので、小さな規模の子どもたちが統合校に集まって不登校になるのではないかという心配の声をあちこちからいただくのですが、現在、手元のデータで分析をしましたところ、決してそういう数字ではないということが分かりましたので、お伝えいたします。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 今の答弁なんですけれども、部活の関係ではどうなのでしょう。これも分かっている範囲で答弁を願いたい。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

本当に悩みを抱えている子どもたちの問題が一つというふうに理由が限定できないということでございます。様々な観点から調査をしますと、特に学校の関わりということで不登校となっている理由が、例えば教師との関係、あるいは入学、進学、進級との関わり、そして3つ目として、部活動の不適応ということは正直なところでございます。したがって、個人一人ひとりを見ていきますと、部活動でなかなかうまく活動になじめない生徒がいるということは現実かと思われま。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 次の質問に移ります。

解決方法はどのように考えておられるのか。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

児童生徒が不登校になる原因が多岐にわたり、原因が一つではなく複合的に重なっていることから、一人ひとりの心情に寄り添った対応が大切であると考えております。

国では、不登校児童生徒について、学校に復帰することのみを目的として対応するのではなく、不登校児童生徒の全てが学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることが大切であるということを述べられておりますし、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることが求められております。

三春町では、令和4年度から不登校児童生徒の学びの場として、保健センターの2階に学びの支援センター「あこがれ教室」を設置しています。あこがれ教室では、不登校児童生徒が自分の体調などに応じて、学びたいと思ったときに学べる場所を確保しております。

また、校長をはじめとした教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが組織的に児童生徒に関わり、保護者の方々の悩みにも寄り添いながら、児童生徒の抱える様々な問題の解決に取り組んでおります。その際、家庭環境に課題を抱えるケースもあることから、ケースによりましては、民生児童委員や児童相談所、役場の関係課とも連携して対応しております。

学校におきましては、学校運営協議会の中で不登校の問題について、児童生徒の抱える様々な問題についても意見交換をしていただき、安心して学べる環境づくりに向けて、地域と連携し取り組んでおります。

これらの取組みによって、様々な課題や困難を抱えている児童生徒一人ひとりに寄り添う

ことで、子どもたちが主体的に社会的に自立し、学校復帰に向かうよう、取り組んで参りたいと考えております。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 今の答弁の中で「学べる場所を確保しています」ということで、三春町としてあこがれ教室。ここには何名の方が参加をしているのか。それから、いろんな面で児童生徒に関わり合いを持つ。それは学校に来ないから、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの人が関わるなんていうことはできないんじゃないかと思います。

あとは全体的に「児童生徒一人ひとりに寄り添う」とありますけれども、先ほど私が言いました。地域全体で。したがって、誰が不登校なのか分からないので、こういうことができるのか。これを見ると、いろんな場所で意見交換をしたり、話をしているということであれば、不登校している児童生徒を明らかにしなければ話ができないのでは。したがって、言っていることが矛盾しているのではないかと思います。どうなのでしょう。

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 3点のご質問にお答えいたします。

まず「あこがれ教室」ですが、令和4年度に立ち上げた教室であります。3年間の実績をお話をしますと、令和4年度は8名、令和5年度は11名、令和6年度は8名の児童生徒があこがれ教室に通っております。

2つ目、先ほどお話を申し上げましたスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが対応できるという環境を作っているということなんですが、残念ながら、家庭によっては学校とうまくつながっていくということが厳しいところもありますので、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーがいつでも行ける体制は整えているのですが、なかなかそこを活用していただけるケースはそう多くはないということです。ただ、生徒によっては、学校で担任の先生には言えないことも、スクールカウンセラーには話せるという子どもたちもおりますので、一人ひとりの関わり方を変えながら、先ほどお話し申し上げた寄り添い方を考えながら対応を進めております。

それから、地域全体で見守るということにつきまして、議員ご指摘のとおり、温かな目で、なかなか学校に行けていない子どもたちを見守っていただくということは極めて大切な考え方ではありますが、本当に一人ひとりによって今置かれている状況が違います。学校の先生が家庭訪問してもなかなか会えないケースもありますし、電話をしても電話に出てもらえないケースもあります。あるいは学校の先生が関わることによって、会えないけど、大事なものをお渡しするようなことができるケースもあります。今学校に行けていない子どもたちの要因が様々な理由があるということから、やはり一人ひとりに応じた関わり方をしながら、決してそれが引きこもりにならないように、社会的に自立していけるような道筋を考えて対応しております。

ですから、温かく皆さんで見守っていただきたいということなんですが、だからといって、個人情報を明らかにすることによって、またそれがかえって引きこもりの大きな要因につながってしまう懸念があり、再三お話をしているとおり、個人のお名前は出せませんというところにつながっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 教育長の答弁もかなり微妙といえますか、一人ひとりが違うのだという言い方をしています。しかし、一人ひとりの事情が違うにしても、登校拒否・不登校を

していること自体は同じであります。したがって、その悩みの問題云々について、どの児童生徒については明らかにしていいのか。どの児童生徒は明らかにしてならないのか。そういう線が引かれるのか。私は仮にそうだとすれば、明らかにできる子どもは明らかにすべきだろうと思う。

ただ基本的には登校拒否は分かるわけですから、全て明らかにして、地域全体で温かい、そういう気持ちでそれぞれの児童生徒に関わり合いを持つ。そのことが大きな解決につながる。そう私は信じておりますので、できるだけ早めに、隠すことなく明らかにすべきではないかと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めますか。

(お願ひしますの声あり)

○議長 答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 地域全体で温かく子どもたちを見守っていただけるということの考え方は、本当にありがたく思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、私たちは子どもたちの個人情報保護し、大人になったときに、あの子は中学生のとき不登校だったんだよなということがその子の大きな傷にならないようにだけは考えて、一人ひとりに配慮した対応を進めて参りたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長 佐藤弘議員。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で4番佐藤弘議員の質問を終わります。

1時間以上経過しておりますので、暫時休憩をいたします。25分より再開します。

..... ・ ・ 休 憩 ・ ・

(休憩 午前11時18分)

<休 憩>

(再開 午前11時25分)

..... ・ ・ 再 開 ・ ・

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願ひます。

質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) ただいま議長の許可を得ましたので、さきの通告書に基づき、私の質問を始めたいと思います。

いつまでも“ゆかしい”まち。これは三春町民憲章に示された町の基本理念の一つであります。第8次長期計画終了の時点で、我がゆかしい町とは具体的にどのような町の姿なのかを考えるに、数値データから見ると、おおよそ次のようになるかと思ひます。

なお、これらの情報は、既に三春町の役場で人口ビジョン(2020改訂版)等で公表しております。これですね(人口ビジョンを提示)。これで公表しております。それによりますと三春町の面積は73km²。現在2025年の人口は1万6,138人。これは町広報の5月号、最新版です。さきに通告した人口推移予測表からも、2035年の人口は1万3,236人と予測されます。人口密度が約20%減少するようになると思ひます。

その際、空き地や耕作放棄地などはどのような状態になるのか。数値のみで読み取ると、このことは実に複数地区の人口が消滅するような減少規模です。この縮小社会の状況の例は、三春町地区別人口、２０２５年５月１日に役場総務課の方で出しておりますが、この予測値ですと、この時点で三春全域の公共インフラ等の維持管理は具体的にどのようなことになるのかなど、具体的な懸念事項が数多く想定されます。もちろん自動運転など、科学技術の革新等々もあるでしょう。

このようなことから、三春町町勢の現状を見るに、少子高齢化・人口減少等に歯止めをかけるには、様々な困難要素を解決する必要性を感じております。人口減少の推移に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、さきに示した数値のとおりとなりますが、ただし、事前通告書に示した２０２５年５月時点からのこの推計値は９５％、その推計値の９５％に補正していることをご了承ください。

そこで、ここでは特に２０２５年と２０２３年のみを読み上げます。２０２５年の５月の総人口実態は、先ほど申し上げました１万６,１３８人、これは総務省の推計値の９５％の実態となります。生産人口が８,２３０人。それで、２０２３年の推計人口は１万３,２３６人、減少数が２,９０２人の減少となります。それで生産人口が７,１０５人となります。

これらの状況を前提に、次の質問をいたしたいと思います。

このたびの第８次三春町長期計画が終了する時点、２０３５年における三春町の人口動態についてはどのように捉えているのか、質問いたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ２０３５年における町の人口動態に対する認識についてであります。国立社会保障・人口問題研究所が公表した三春町における将来人口は、２０３５年における人口見込みは１万３,９００人程度、生産年齢者の人口割合が約４８％、高齢者の人口割合が約４３％になる推計となっており、非常に厳しい推計だと捉えているところであります。

○議長 三瓶一壽議員。

○２番（三瓶一壽議員） 追加質問に移りたいと思います。

今ほど町長がお話しされた推計人口等々は、総務省の人口問題研究所が公表した数値でありますので、私はそこから現在の２０２５年の推計値から今の実態を比較したときに約９８％、早く減少が進んでいるということで出したものですから、その辺のアバウトな数値はあると思いますが、その辺はご了承いただきまして、このことにより、人口密度が減少することにより、全ての地域に手厚く、無理なく保障というか、対応することが不可能じゃないのかなと。特に、人口が２０２５年よりも２,９００人程度の規模の人口減少に、実感として、地区の消滅的危機状況があることに対して、これらの懸念に対応するには、どのように対応を考えているのか、答弁を求めます。

○議長 三瓶一壽議員。今は再質問でいいんですか。

○２番（三瓶一壽議員） 再質問です。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

かなり劇的に減っていくというのは事実であります。したがって、町としてどうすべきかというお話は、機会あるごとに町民の皆様にはお伝えして参りました。一言で言うと、大人口減少にいかんして適応していくか、これに尽きます。そのためには、今質問にありました

消滅する地区が出てしまうんじゃないかというふうな心配があります。

では具体的にどうするかということなんですが、三春としては、まず、各地区にまちづくり協会という住民の自治組織が、他の自治体に比べればかなりしっかりとした形で今残っておりますので、そちらを中心として、自分たちの地区を将来どういうふうにしたいのかというご希望を伺いながら、なるべくその希望に沿って、将来に向けて活動していけるような状態で残していきたい。

ただ一方では、事実、無人になってしまう家も増えるということになりますから、一言で言えば、農村部については、いわゆる小さな拠点が必要だというふうなことを再三申し上げております。例えば北部の方でしたら、旧農協の支所があったところが多分地域の中心であるというふうに想定すると、できるだけ日常の最低限の用足しはそのエリアでできるというものを作っていくべきだというふうに思っておりますし、全体的に見ると人口が密集したエリアというのは、この旧三春町と、舞木駅北側に広がる岩江地区の2つのエリアだというふうに思っておりますので、その2つのエリアが将来に向けて、小さな拠点よりはもう少しいろいろなご要望が多い地区になりますので、そちらについての、例えば買物に応えられる施設ですとか、クリニックの施設とか、そういったものを誘導するような政策を取っていく必要があるというふうに思っております。

まとめますと、これから減るのは確実だと。ただ、それでも日々生活していけるいろいろな資源をどうやって残していくか。そのためには地域に残る人のご支援と、あと町がかなり先行して、そちらに対する地域の先行投資をしながら、今の日常の豊かな生活をどのように保っていくかということに心を砕いていく。そういうことでこれからも進めていきたいというふうに思っております。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） それでは、次の質問に移りたいと思います。

過日、三春町歴史民俗資料館の特別展「身近な神さま仏さま」を拝見してきました。そこで、絵解き・伝説から見る祈りの世界について、歴民の渡邊氏より丁寧な解説がありました。考えますに、これらの地域における信仰は民俗文化であり、当時は、今では考えられないほどの地域の絆が存在していたと読み取れました。さらには、坂本町長もよく言われています、祭りの組織は地域の絆を深め、それは取りも直さず、地域の安全・安心・防災に大きく寄与していると話されております。

これらのことから、次の質問をしたいと思います。2035年時点で「地域の絆」の維持継承については、どのようなイメージをお持ちか、質問いたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

長期計画の基本目標「地域の絆はぐくむ地域づくり」では、地域活動に参加していただく体制づくりを進めて、住民同士の交流を図りながら、一人ひとりが持つ力を発揮できる地域を目指すことを明記しております。

これは、2035年までの計画期間において、人口減少・少子高齢化が進むなかでも地域での暮らしを守るため、地域住民が主体となり、それぞれが助け合い・支え合いながら様々な地域課題の解決に向け、持続的に取組みを行っていきけるような地域コミュニティの体制強化を想定しております。各地区のまちづくり協会が地域コミュニティの中心になっていくとイメージしているものでございます。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 追加質問いたします。

今ほど各地区のまちづくり協会が地域コミュニティの中心になっていくということをイメージしているとお話がありましたが、まちづくり協会が地域コミュニティの中心ということの認識、この辺の危機感は、どの程度まちづくり協会の方々との共有をされているのか、もしくは、それを共有する努力をされているのか、お話しください。

○議長 三瓶議員に申し上げます。追加質問といいますと新たな質問になりますので、再質問をお願いします。

答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

まちづくり協会の皆さんがどれだけ町とこういった課題を共有しているかということですが、たしか昭和56年か57年の発足以来、ずっと今に続くまで、毎年各地区の課題を出していただいて、行政がそれに応えるということは今でも綿々と続けております。最近では役員の皆さんが高齢化した、あるいは若い方が出ていってしまったという悩みを聞くことはあるんですが、それでも今できることを我々でやっていこうということはお話しいただいておりますし、時代に合わせた対応も、我々は町の方でしているつもりでございます。こういった形で今後も続けていけるのではないかというふうに考えておりますので、そういう意味では、今ご質問にありました町とまちづくり協会との認識はきちんとつながっているというふうに私は考えております。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 再質問というよりは、今ほどの話、これからだんだん深刻になっていくかと思うんです、地域との関わりが。なので、さらに今以上にそれを活性化というか、お互いに努力していかないと達成できないと思いますので、ぜひともその辺は踏まえていただきたいと思います。

ということで、次の質問に移りたいと思います。最後に今ほど、1・2の質問から導いて、次の質問をいたしたいと思います。

三春町の将来にとって重要なハード的要素である三春町の更新(再構想)、具体的イメージとソフト的要素のある、今ほどお話しいただきました「地域の絆」の継承構想については、お話を1回ある程度いただいておりますが、まとめた形でもう一度お話しいただければと思います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

ハード部分の想定につきましては、道路や橋梁、上下水道など住民の日常生活に大きく係るインフラ施設については、適切な維持管理や更新を行いまして、長寿命化を図っていく必要があるものと認識しております。

その他の公共施設については、基本的には必要な住民サービスの水準を確保しつつ、維持管理費用の削減や整理合理化などを進める必要があるものと考えております。

加えて、今後は、小学校再編に伴い利用しなくなる学校施設を含め、子どもたちの居場所づくりや地域の拠点づくりの観点から、それぞれの地域ごとに公共施設のあり方を整理して

いく必要があるものと考えております。この地域ごとの考え方については、三春町全体を旧町村単位の7つの地域に分けたなかで、比較的、人口が多い三春地区や岩江地区におけるあり方、それぞれの地域の特徴に応じたあり方といった観点も考慮し、整理していきたいと考えております。

また、ソフト的な取組みである地域の絆については、先ほど述べたとおりであります。今後、人口減少・少子高齢化が進み、地域経済が縮小していくなかで、財政状況を踏まえた持続可能な行政運営や地域運営が可能となるよう、第8次長期計画に基づき、ソフト・ハード、両面での取組みを進めて参りたいと考えております。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中に「適切な維持管理や更新を行い」とありますが、適切とは具体的にどんなことを、どの程度のことを言っていますか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 様々な施設があり、様々な維持管理の方法があるんで、簡単に申し上げるのは結構難しいんですけども、なるべく長期間使わなければいけない施設については、これは定期的に点検・調査を行って、予防保全的な立場であらかじめ修理保全をすることで長期間使うようなことをする。これによって使用不能になる期間が防止されるのと同時に、総費用が削減されますので、そういったことを意図しまして、先ほど申し上げたような、適切に維持管理していくというふうな表現になります。一例を申し上げました。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問です。

先ほど施設等を整理していきたいというお話でしたが、具体的な整理の手法はどんなことを考えられているのか、答弁を求めます。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 様々な公共施設あります。行政財産、普通財産に分けられるものもございますが、いろんな整理の仕方があります。全く利用する目的がなくなってしまったという場合に、民間の方で需要があれば売却というふうな手法もございます。あとは先ほど小学校再編に伴うというふうな話をしたんですが、小学校の中には、場合によっては再利用が可能な学校がございますし、地域の拠点という観点からは必要な学校もあるんじゃないかというふうに強く思っておりますので、再利用に対して改めて投資をさせていただいて、引き続き利用するというふうな利用の仕方もございます。

あと場合によっては学校全体を使いたいというふうなご要望があれば、その内容に応じて貸付け、あるいは売却というふうなこともあろうかと思えます。そういった様々なことを含めまして、利用を進めていくというふうな表現になります。よろしいでしょうか。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 再質問です。

今ほど、2点ほど質問の答弁をいただいたんですけども、3番目の質問として、こういうことをなかなか言いづらい、話が幅広いという意味もあって、あと今の段階では漠然としているという意味も込めてですけども、なかなか表現しづらいということが起こっているのかと思います。そうした場合に、一つ、長期展望に立った町並み再整備計画、例えば、三春方

式のコンパクトタウン構想をビジュアルな形で示し、町民がもっと関心を持てるようにすべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問いただきました。私もそのとおりだと思います。実は大きな2つの計画、今進めております。1つは、住環境の基本計画、住宅マスタープランと通称呼んでいます。それが今、内部の基本的な調査終わりました、情報の整理のためにコンサルティングの方に委託しようかという段階まで来ております。

もう一つは、歴史と文化の町というような標榜しておりますので、文化財の利活用計画というのも同時に進めておりまして、これはかなりのところまでまとまっておりますが、最終的な情報整理や製本のために、これも委託で完成させようというふうに思っております。

いずれも町職員が中心となって考えております。そういったそれぞれの部門別の計画を併せて、総合的に我々の観点でお話しする機会をいただいて、町民の方の理解を求めていく。その中で今、議員の方から質問のあった、町並みをどうしていくのか。どうやってこれから維持管理していくのかというのを、今申し上げた新しい計画の実績などを用いて、分かりやすく説明していきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほど町長から答弁いただきました。私もそのとおり、これをなるべく早く、町民不在じゃなくて、町民とともに考えていけるような環境をぜひとも作っていただきたいと思っております。ということで、これは答弁は要りませんので、これで質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 三瓶一壽議員の質問を終わります。

暫時休憩に入ります。再開は1時に再開をいたします。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………
(休憩 午前11時50分)
<休 憩>
(再開 午後1時00分)
…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番（遠藤亮子議員） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告により質問をさせていただきます。

子どもが熱を出したときなど、仕事の都合で病気の子どもの看病が行えない保護者に代わって、一時的に子どもを預かり、医師が常駐する施設にて看護する保育サービス、いわゆる病児保育の取組みを町ではどのようにお考えなのか、2点ほど伺います。

子どもが急に熱を出したけど、仕事を休めない。かなり良くなっただけど、保育所での集団保育は心配と悩んでいる親が多いなか、病児保育施設が近くにあったらと、誰しもの思いです。町内には病児保育施設がなく、近隣では郡山市の菊池医院の「らびっと」、船引町の「星の森保育園」のみです。

病児保育は国の子育て支援の一つで、国の補助を受けて市町村が実施しております。現在、全国の病児保育施設の実施箇所数が3,582件と近年増えておりますが、まだまだ数が少ないこと、いざ利用しようとしても予約が取れないなど、施設数を増やすだけでなく、利用しやすい体制が必要かと思われます。

そこで1点目の質問です。町で契約している「らびっと」と「星の森保育園」の利用状況と受入条件などをお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

病児保育施設の利用状況につきましては、郡山市の「らびっと」は、過去3年でございますが、令和4年度は28名、令和5年度は8名、令和6年度は2名の利用実績となっております。田村市船引町の「星の森保育園」につきましては、今年度に田村市と広域利用協定を締結し、利用が可能となったばかりでありまして、まだ利用実績がございません。

受入条件としましては、子どもが病気の治療中または回復期にあり、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合になっております。「らびっと」につきましては小学生まで、「星の森保育園」については就学前の子どもさんが対象となっております。

以上でございます。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 利用状況が過去3年で年々減少していることは、利用するお子さんが減っているのか、もしくはこの制度を知っている保護者が少ないのかのどちらかとも言えます。

保育所にお子さんを預けていらっしゃる保護者数名に伺ったところ、この制度を知らない方や、知っているが詳しくは分からないとのことでした。子どもが熱を出したときに専用室内で、保育士、そして看護師が医師と連携を図りながらお子さんをしっかりと見守りますというこの制度。町ではこの病児保育に関してどのように周知をされているのか、お聞きいたします。

また、受入条件ですが、あくまでも保護者が必ずしも就労していないと利用ができないのでしょうか、お聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えします。

今ほどの1点目でございますが、周知の方法につきましては、町広報もしくは公式SNS、LINE等で周知をしております。周知の回数等々方法が少ないとかいう部分でご存じない方がいらっしゃるとすれば、今後、徹底した周知の方法を取っていきたいと考えております。

もう一点、保護者の方が就業等で保育できない場合のみの利用かというご質問でございますが、2つの施設とも利用条件としましては、保育できない状態にある方が利用できるというふうな条件でございますので、就業等で保育ができない場合のみに利用できるというふうな施設だというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 周知方法なんですけれども、多分皆さんお持ちかと思いますが、町で出している「三春町病児・病後児保育事業のご案内」というパンフレットがありますけ

れども、こういったものをどのような形でお配りされている。で、これをお持ちじゃない保護者の方がかなりいらっしゃるということなんですけれども、こういったものを町内の保育園・幼稚園とかに配布すべき。また配布するだけではなく、薄い用紙ではなくもう少ししっかりした用紙であれば、見過ごすことはないような気がします。

やはり周知方法によって、利用したくてもできない、こういったものがあるのも知らないという保護者のためにも、もう少し周知方法をしっかりと徹底していただいて、各保育施設などにもお配りする必要があるのではないかなと思います。

また、知っていられる方が、町の窓口に対してこの病児保育に関してのお問合せ、窓口とか電話でのお問合せなどはあったか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えします。

周知の方法につきましては、先ほど議員お示しいただきましたチラシでございますが、こちらは町のLINEで掲載している情報でございます。

議員お質しのとおり、対象者といいますか、未就学児の方々が主な方々になろうかと思いますが、そういう方に個別に配布していることは、今のところ実施していないという状況でございますので、議員からご提案ありましたように、保育所・こども園等の保護者の方、後は対象も小学生までも対象となっている施設もございますので、そういった学校施設等も含めて個別に配布できるような形も検討して参りたいというふうに考えております。

あと、町への問合せ状況でございますが、私も2年目の課長でございますが、昨年度、令和6年度につきましては、記憶だけでございます。問合せ1件はこの病児・病後児保育の施設の問合せがあったようには記憶してございますが、そういった現状でございます。

以上でございます。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 2点目の質問です。

病院や病児対応が可能な保育所などで、病気の子どもを一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整えることを目的としている病児保育施設。これが近くにあったらどんなに便利だろうかと思います。病気のときは自分で見てあげて、そばにいてあげたいと思うのは当然のことですが、仕事をしている以上、必ずしもそうできるとは限りません。

郡山や船引に行くのは時間がかかってしまいます。仕事にも間に合いません。せめて町内にあったらと懇願する保護者が大半かと思われます。

医師・看護師の確保などの条件で難しいことは分かりますが、町としては、病児保育施設の町内設置をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 町内に病児保育施設を設置することについてでございますが、事業を行う上で子どもの安全・安心を確保する観点から医療機関での設置が望ましいとは考えておりますが、議員さんからも今お話があったように、医療機関において医師やスタッフ等の確保には苦慮しているのが現状でございます。

ということで、当面は広域的な視野で受入れ可能な施設の確保について、近隣自治体との協議を進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 医師や看護師の確保が現実的に難しいということが分かります。ただ、4月25日の新聞に、福島市と三春町で医療的ケア児の介護に、4月から看護師らを派遣する取組みを始めたということが記載されておりました。

県内市町村では初めての在宅レスパイト事業として家族の休息時間を増やし、負担軽減を図るという素晴らしい取組みをされております。安心して住めるまち、子育て支援に力を入れているまちの魅力にもつながると思います。

このように素晴らしい取組みを行っている三春町ですので、ぜひとも病児保育施設の設置にも力を入れていただきたいと思います。病児保育に関して、町内の医療機関との話し合いなどは持たれたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 病児保育施設について町内の医療機関の方々との話し合いは持っておりません。

先ほど申し上げましたように、近隣自治体との協議を進めていきたいということでございまして、現在郡山の「らびっと」さん、一つでございすけれども、郡山にはそれ以外にも定員数は少ないんですが、受け入れている病院が何か所かございすので、今後、郡山市との協定を締結できないかどうか協議を進めていって、利用箇所を増やしていければと考えております。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 当面は広域的な視野で受け入れて、近隣自治体との協議を進めて参りたいという答弁でございすけれども、私が先ほど申し上げたように、本当に町内ということをお願いされている保護者の方が多いということなんですけれども、医師・医療関係との話し合いはまだ持たれていないというお答えでしたが、今後、そういった可能性はありますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 町内に施設があればというのは私も思いますけれども、現状ですと三春病院が最適かとは思いますが、三春病院につきましては、今年の4月より小児科の診察の方をやめております。そのほかに眼科の方も診察を取りやめているという状況で、町内に小児科のお医者さんがいないということと、それからスタッフの方も三春病院の場合、少なくなっているという現状を考えますと、町内での施設の整備については今のところ難しいというふうに判断しております。

話し合いにつきましては、今後、担当課の方とちょっと協議して進めていきたいと思っております。

○議長 遠藤亮子議員。

(ございませんの声あり)

○議長 以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終わります。

○議長 8番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○8番(松村妙子議員) さきに通告しました2件について質問させていただきます。

まず1点目。RSウイルス感染症は、風邪の症状を伴う呼吸器感染症で、近年は重症化の

危険性が指摘されております。感染症の症状や日常生活における予防方法、有効状況の周知を積極的に行うなど、感染予防への注意喚起が大事かと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それではお答えしたいと思います。

この感染症は、RSウイルスに感染することによって引き起こされます呼吸器の感染症ということで、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス感染症と同様、接触感染や飛沫感染が主な感染経路となっております。

したがって、RSウイルスに特化した対策というよりも、RSウイルスを含めた感染症全般に対する感染予防対策として、特にリスクの高い高齢者施設などにおけるマスクの着用や石けんによる手洗い、アルコール製剤による手指消毒など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いしております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 再質問に入らせていただきます。

RSウイルス感染症は、一度感染すれば、また感染することはないのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答え申し上げます。

このRSウイルス感染症につきましては、幼児ですね。1歳までに大体50%のお子さんが感染して、2歳までにはほぼ100%のお子さんが感染するというふうな感染症でございまして、一度感染してもやっぱり免疫があまりできないというふうな形で、再度感染を繰り返すというような特性があるというふうに承知しております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） それでは、RSウイルスに感染した場合に、他の人にうつさないように、どのぐらい注意をしなければいけないのか。例えば、新型コロナウイルスが発症した頃は、5日間ぐらいは自宅だというふうな話もありましたが、このRSに関しては、どのぐらい注意が必要なのか、お聞かせ願います。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

日本感染症学会というところを出しているQ&Aを見ますと、ウイルスの排泄期間、いわゆるその感染する可能性のある期間が個人によって違うようなんですけれども、3日から8日というふうなことで記載はされているようでございます。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 続いて、2点目について質問させていただきます。

高齢者RSウイルスワクチンに対するサポート体制についてお伺いいたします。

RSウイルス感染症は、飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が多く集まり、閉鎖された空間では集団感染をもたらす危険性

もあります。

令和5年9月、成人・高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本で承認されました。令和6年1月15日から接種が可能となっております。

しかしながら、この接種費用は2万円以上と高額なワクチンであります。このワクチンは2年に1回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のワクチンのため、全額自己負担となっております。そこで、町のサポート体制についてお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

RSウイルス感染症の予防には、先ほども申し上げましたけれども、マスク着用などの基本的な感染予防対策のほかに、ワクチン投与による予防がございます。

しかし、RSウイルスワクチンですが、効果の持続性に関する国内データが不十分というふうなことで、現時点においては予防接種法に位置づけがされていないということで、ワクチン接種は全額自己負担というふうな形での任意接種となっております。

今後、国の厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会におきまして、効果の持続性などが確認され、定期接種として予防接種法に位置づけされた際には、接種費用に対する町の助成についても具体的に検討して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 予防接種法に位置づけられていないという現状では、なかなか公費での補助というのは難しいのかなと思いますが、そこで再質問をさせていただきます。

これは集団感染報告の事例ではありますが、2013年では千葉県、2014年、茨城県と鳥取県、2017年から18年、富山県、2018年には高知県、入院施設や介護老人保健施設において、RSウイルス感染症の集団発生報告がありました。感染者が亡くなるという事例でもあります。

成人または高齢者におけるRSウイルス感染症は、インフルエンザや新型コロナとは異なり、感染発症したときの治療薬がありません。医療機関での適切な診断の機会も少なく、集団発生のようなことが起きない限り、疾患の認知がされていないというのが現状であります。

先ほども言いましたが、1回の接種費用が2万円以上と高額なワクチンであります。基礎疾患を持つ高齢者の健康を守り、医療費の削減にもつながると考えることから、接種費用の補助として半額程度の公費助成と考えますが、いかがか、再度お伺いします。これは、できれば町長に答弁いただければと思います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

まず結論から申し上げますと、先ほど課長が答弁させていただいたとおり、予防接種法の位置づけをしたいなというふうに思っております。

理由がございます。まず1つ目は、先ほど答弁の中にもありましたとおり、効果の持続性に関する国内データが不十分という部分があります。ここがやはり気になります。

もう一つ、予防接種法に位置づけされた場合の良い点が当然ございます。まず一つ目が、無料もしくはかなり安い値段で受けることができる。今、松村議員がおっしゃったように、半額補助としても1人あたり1万円超の負担があるわけですので、経済格差によって受けら

れない方も出てしまう。これがいかなるものかというふうに考えます。

後は予防接種法に位置づけされますと、かなり平等な接種機会がありますので、三春の方でも、例えば息子さん・娘さんがおられる首都圏に行ってワクチンの接種を受けるとか、そういったことも可能になります。

後は、もう少しやはり信頼性・安全性を確認したいということ。

最後になりますが、もし万が一ワクチンによって亡くなるといった重大事案が発生した場合、国の救済制度が受けられるということもございますので、かなり一旦かかると怖い病気ではあるんですが、もう少し安全性の確認あるいは経済性の負担を考えると、先ほど課長が答弁させていただいたとおり、もう少しお時間を頂きながら。ただ黙って見ているということではありませんので、関心を持って注視を続けていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 続いて、2件目の質問に入らせていただきます。

5歳児健診について。5歳児健診は、就学前の発達を評価し、早期に問題を見つけるための大きな機会であります。健診の結果、何らかの指摘があった場合は、専門家による相談・サポートを受けることが重要であります。

そこで、2点について質問させていただきます。

まず1点目。未就学児の健診の実施状況についてお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えします。

未就学児の健診の実施状況についてでございますが、三春町では「1か月児健診」「3～4か月児健診」「9～10か月児健診」「1歳6か月児健診」「3歳6か月児健診」の5つの健診を実施しております。

1か月児健診は各医療機関において各々出向いていただいて実施しており、それ以外の健診につきましては、医師及び歯科医師等にお越しいただき、毎月1回、保健センターで集団健診という形で実施している状況でございます。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 再質問に入らせていただきます。

実施している健診の健診率をお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 質問にお答えします。

今ほど健診率というご質問でございますが、対象者数と受診された件数で答弁させていただいたほうが分かりやすい数字になろうかと思いますので、そういう形での答弁とさせていただきます。

過去3年間分で申し上げますが、1か月児健診は、各医院なり医療施設に伺って各自で受けてもらうということでございますので、今回の答弁はそれ以降の3～4か月児健診、保健センターで行っている健診の数の統計とさせていただきたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

令和4年度の先ほどの4年齢時の健診の総数、年間の対象人数が338名に対して、受診人数が327名ということで、年度末、3月末の数字でございますので、年度末で11名の

未受診という形でございます。

付け加えますと、この2月・3月の対象の方々は、なかなかそのときに来れないという方々もいらっしゃいます。年度をまたがって受診、町の方からの受診勧奨に基づいて受診されている方もいらっしゃいますので、そういった次年度以降に受診された方々が11名中8名、残りの3名中、未受診のまま転出された方が1名、後は残念ながら、お亡くなりになられたお子さんが1名ということで、結果としては最終的に未受診の方は1名というふうな状況でございます。

続きまして、令和5年度についてでございますが、こちらについても対象人数、総人数で334名、受診された方が327名、未受診が7名ということで、年度末時点でございますが、先ほどの年度と同じように、次の年に受診された方が7名中3名。あと転出が1名。後は医療的ケア児ということで、先ほどの質問でも若干ありましたが、在宅で常時医療が必要なお子様、この年度は2名いらっしゃいましたので、7名中6名が、今、説明したとおりでございます。最終的に受診されない方が1名という形でございます。

続いて、令和6年度につきましては、総対象者数が290名、受診された方は285名、年度末の未受診者が5名で、この方々は今年、年度をまたがって5名の方々が受診されておりますので、最終的には未受診の方々はゼロという形でございます。

以上でございます。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） それでは、2点目に入ります。

就学時健診と5歳児健診について伺います。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えします。

就学時健診は、次年度に小学校へ就学を迎える児童を対象に、学校保健安全法の規定に基づき、児童の心身の状況や健康上の課題を把握し、疾病等を有する児童については就学前までに必要な治療等を行い、児童が健康な状態もしくは就学が可能な心身の状態で就学することを目的に実施されます。例年秋頃、各小学校で実施をしている状況でございます。

5歳児健診につきましては、5歳児、保育所等と言う年中児を対象に、母子保健法に基づき、精神発達の状況や言語の遅れ等の心身の異常の早期発見、育児上問題になる事項がないかなどを健診の内容とし、就学前に適切な療育につなげることや必要な支援を行うことを目的に実施されます。

三春町におきましては、平成20年度から町独自で「5歳児発達相談事業」を、主に公認心理師や教育課の指導主事が町内の保育所・こども園を訪問することにより実施しておりますが、医師の確保が難しいため、5歳児発達相談事業に医師は従事しておらず、国で定める5歳児健診の要件は満たしていない状況でございます。

ただし、健診の結果、支援が必要とされた児童と保護者に対しては、具体的な支援や対応の助言、相談窓口における各種相談などフォローアップ体制を整えている状況でございます。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） それでは、再質問に入らせていただきます。

町外の保育園へ通園されている子どもさん、また未就園児の子どもさんについては、どのように実施しているのか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えします。

町外の保育・教育施設に通うお子さん、後は在宅でお子さんを見ていらっしゃるお宅につきましては、他の健診と同じように日を決めまして、保健センターの方にお集まりいただき、集団相談事業という形で実施をしている状況でございます。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 5歳児健診を実施するうえでの課題というのは、どのようなことが考えられるでしょうか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 5歳児健診についての課題でございますが、先ほど申し上げましたように、法に基づく健診となっております。相談事業という形で三春町は行っている状況でございますが、一番には医師の確保、5歳児健診として対応できる医師の確保が困難であるという理由から、法に基づく健診になっていない状況でございます。

三春町においては先ほど申し上げましたように、5歳児健診・発達相談事業、集団健診ではなくて各施設・保育施設等々に出向いて行っております。心身の精神的な特性なりを見極めるには、なかなか短時間での観察では難しいところもありまして、三春町においては、通常の保育状況、通常の生活の状況を若干長い時間、恐らく1時間を超える時間、観察をさせていただいて、その子の特性を見極めるというふうな手法を取っておりますので、5歳児健診につきましては、一緒に行っていただける医師の方の確保等々が非常に難しいため、今のところ5歳児健診となっていない状況でございます。課題というものについては医師の確保が一番だというふうに考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 先ほども答弁の中にありましたが、国の定める5歳児健診の要件は満たしていないということですが、こども家庭庁では、28年度までに全国での100%実施を目指すということですが、今後の計画については立てられているのか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

大内子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えします。

議員お質しのとおり、国の方では、令和10年度（2028年度）を目標に、全国の自治体の5歳児健診を100%目指すというふうなことを年明けに発表しております。

まず最初に、今般、県の方の調査で5歳児健診の実施状況、県内の自治体について行われたものですから、こちらの状況をお話しますと、59市町村のうち、令和6年度までに実施済の自治体が15自治体。今年度ですので、令和7年度に実施予定している自治体が6自治体でございます。そのほか市町村で言いますと、市の部は全ての自治体で実施できてございません。それと併せて令和7年度・令和8年度にも予定できていないというふうな状況でございます。

課題としますと、先ほど来申し上げますように、医師の確保が一番の課題となっております。

す。三春町においては引き続き医師の確保に努めますが、今お話申し上げましたように、全県的な問題でございます。広域的な観点からも、5歳児健診の手法についても協議・連携を図っていければというふうなことでございますので、国で目指す令和10年度までに5歳児健診を実施できるよう努めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、8番松村妙子議員の質問を終わります。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番(大内広信議員) それでは、事前通告に基づきまして、1点、質問を行います。

「街なか観光で活気と賑わいを創出するまちづくりを」です。

滝桜やモンベル、各種団体主催のマルシェや、ふくしまデスティネーションキャンペーンなど、観光を通して当町も関係人口を増やす取組みを積極的に行っております。一方で課題もあります。まちの中心部に観光客を集める施策はまだ弱いと感じます。

今がチャンスな三春町、その先を見据えた観光対策について、どのような展望をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長 大内議員。大きな1番ですが、1)から入ってください。

○3番(大内広信議員) 入っていいですか。

○議長 はい。

○3番(大内広信議員) では、続きまして、以下の質問についてもお伺いいたします。

1番目、お城山の環境整備は、どのように今後考えていますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えします。

町では、これまで街中へ観光客を呼び込む事業として、各種スタンプラリーの実施やデジタルコンテンツを活用した三春城VRや城下町AR事業に取り組んで参りました。

また、今年の春には、役場周辺において、SHIROMOTO Project実行委員会主催によるマルシェの開催や、各種団体によるおもてなし事業により、食事・買い物や休憩場所の提供を行うとともに、お寺等へのベンチの設置、大町の紫雲閣ではお茶のおもてなし事業などを実施したところでございます。

そのほか、4月のモンベルショップのオープンに併せて、まちナビカードの配布やフレンドショップ登録の啓発なども行い、街中への人出の増加を図っているところでございます。

今後の観光対策といたしましては、春の観光のみならず、通年型観光の定着や、三春町の観光資源を活かしたアウトドアを含めた体験型・滞在型観光の充実を図ってまいります。

また、インバウンド対策の強化、街中を含めた食事場所・休憩場所や町の特産品の買い物場所などの観光基盤の整備を進めるとともに、歴史ある寺院等と連携した城下町三春の魅力発信やおもてなし観光などの受入れ体制の強化を図り、観光振興につなげて参りたいと考えております。

次に、1点目のお城山の環境整備につきましては、現在、三春城本丸や二の丸跡、当時のまま残る石垣、三春城VR体験、また憩いの場としての町民の森、初夏のアジサイや散策路

なども整備され、様々な歩き方や楽しみ方ができる場所であると認識しております。

今後は、お城山にさらに多くの方々に足を運んでいただくため、お城山の魅力についてSNS等を活用した情報発信を充実させるとともに、イベントの開催や文化財保存活用の観点も含めた観光地としての環境整備に取り組んで参りたいと考えております。

なお、現在町教育委員会におきまして、文化財保存活用地域計画の策定作業を進めているところでございます。三春城跡も含め、町内の文化財の価値と魅力を活用しながら将来に継承していくものであり、これら文化財の保存・活用と併せて観光振興の推進に努めて参りたいと考えております。

○議長 大内広信議員。大きな1と、1)。併せて答弁がありましたので、それに関して再質問があれば、どうぞ。

○3番(大内広信議員) すみません。では、2点再質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、観光対策のところでインバウンドの対策の強化を、町は今、取り組んでいると思いますが、具体的にどのような取組みをされていますでしょうか。

もう一つですが、お城山のところで、さらに魅力発信のためにSNS等を活用しているということですが、こちらもどのような発信をしているのかどうか、ちょっと具体的に教えてください。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 お答えします。

まず1点目のインバウンド対策の強化についてでございますが、町では、街中等においてになるインバウンド、外国からの観光客の方々の案内ということで案内板等を設置しております。

これら案内板等の表示につきまして、いわゆる多言語化、英語ですとか、それからおいでになる国で多い台湾、繁体字、そういったものも案内看板等に入れ込んで、ご案内をさしあげているところでございます。

それから2番のSNS等の情報発信ということで、これはお城山等、それ以外にもイベントの際に、町の観光専門のホームページ「Find!三春」での情報発信、それからインスタグラム、そういったもので、そういったイベント等の情報発信を行っているということでございます。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 遠藤課長。SNSですが、私もちょっと個人的にやっているところはあるんですが、今のSNSは、インスタグラムであればリール動画ですね、分かりやすく作る。それからインスタ映えですね。フォトスポットのインスタ映え。YouTubeであれば短く動画を作って紹介するのも、お城山の魅力発信につながるのではないのかなと思っております。

また、ここで大事なのは、やはり子どもたちが楽しめるスポットの紹介なんかも、お母さん世代にとっては重要なことであると考えております。

今日はせっかくなんで、お城山を使ったイベントですね。私、3点ほど考えてきました。提案をしたいと思います。

まず1つ目が、よさこい祭り。こちらを提案したいと思います。福島大学を中心とした、今、県内の大学に「源種」と呼ばれるようなチームがあるそうです。よさこい以外にもダン

スやヒップホップのような取組みをして、福島県内の学生合同よさこいチームがあるそうです。

2つ目がお城山フェス。三春町は音楽が盛んなところですから、音楽が好きな方、地元のバンドやそういったサークルに呼びかけながら、音楽フェスをしながら、またキッチンカーや飲食店も楽しめるようなフェス。

それから3つ目、町民の健康増進につながるパークヨガですね。

こちらの3点を私今日提案したいと思いますが、課長、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 お城山につきましては、町内のシンボリック的存在であり、観光の面からも重要な拠点だというふうに考えております。

今、ご提案いただきましたイベント等も含めまして、お城山にも足を運んでいただけるような工夫、様々な機会を捉えて事業の検討を進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 先ほど3点提案をしましたが、よさこいや音楽活動については、三春町は既に実績があると思っております。実際、三春の秋まつりで、よさこいとか、後は三春のダンススクールですかね。子どもたちにそういった発表する場を秋まつりで開催していますし、後は昨年ですかね。要田地区の方で「かなめた夏フェス」というイベントがありました。こちらも規模的には小さい規模ではありましたが、3,000人から5,000人ぐらいのお客さんが多数いらしていました。

やはりこれからお城山でイベントを企画・立案する中で、大事な要素、私は3点あると思いますが、実はこの3点も既に秋まつりで実行されているイベントがあるかと思います。

青年部が主催する湯豆腐の早食い大会があるかと思うんですが、こちらは、まず参加型・体験型。2つ目が競争して競い合える。3つ目が景品がもらえるですね。この3つの要素が入っているので、こういうイベントをすると非常に一体感となって盛り上がる。やっぱこういうイベントを今後お城山で開催できるのであれば、関係人口を増やす新たな取組みになると思いますが、この点どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 お答えします。

各種イベント等の開催につきましては、参加する方が参加しやすい、それから参加したい、そういったイベント内容というものが不可欠かと思えます。

お城山ということでお城の跡でございます。そういった条件などもいろいろ考慮しながら、そういったイベントも選択肢として検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

今後、定期的なマルシェやイベントの開催について、長期的なビジョンがあればお聞かせ願います。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えします。

定期的なマルシェやイベントの開催につきましては、現在、街中で三春盆踊り、三春秋まつりや三春だるま市等が開催されているところであり、三春町の伝統的なイベントとして、地域住民をはじめ観光客の方々にも楽しんでいただいているものと考えております。

町では、おまつり道路を積極的に利用したマルシェ等が頻繁に開催されることにつきましては、街中・通年観光、それから中心市街地活性化並びに農産物の販路拡大等のため重要と考えておりますので、来年度、本番を迎えます、ふくしまデスティネーションキャンペーン事業での連携や、おまつり道路の有効活用、また空き店舗対策事業による事業者誘致など、観光客を受け入れる際の食事場所や休憩場所等を提供する環境を整え、街中の賑わい創出や地域経済の発展につながる事業の検討を進めて参りたいと考えております。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 伝統的なイベントですね。盆踊りや秋まつり、後は地域の例大祭もさらなる拡充を図るとともに、やはり今後は食のイベントも取り組んでいただければと思うんですが。

ちょうど2日前ですか。「ケンミンSHOW」の方でグルメンチや滝桜が全国ニュースでありました。昨日伊藤精肉店さんに行ったら、大変グルメンチが売り切れというところでした。

こういったまたグルメンチを使ったイベントなんかも開催できればと思うんですが、これも過去に、多分数年前にグルメンチ祭りを「まほら」の方で開催した実績がありますので、こういったのも取り組んでいただける機会があればぜひ検討していただきたいのと。後はやはり大事なのは子どもたちが楽しめる、参加型のイベントってやっぱ必要なんじゃないでしょうか。

昨年ですかね。こども議会で小学生・中学生が「三春町に楽しいところがない」といった質問をされていました。私たちが今考えるのは、やはりこれから小学生・中学生・高校生のこういったイベント、体験型のイベントを通した居場所づくりも大事なんじゃないのかなと思います。

昨年、大神宮のときに、私もSHIROMOTO Project実行委員会のメンバーですが、三春大神宮例大祭、境内で型抜きをやったんですね。子どもたちは、今型抜きをやったことがないので、すごく楽しんでいました。そういう姿を見ると、やっぱり私たちがそういう企画をイベントして、たくさん子どもたちに来てもらえるようなそういったのも、これから三春町にとっては必要かと感じますが、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 まず1点目のグルメンチの関係でございますが、以前は「あげものサミット」なども開かれた時期もございます。三春町の特産品であるピーマンを使ったB級グルメということで、こういった食べ物、特産品も引き続きしっかりとPRしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の子どもの居場所としてのイベントということで、こちらにつきましては、先日、三春駅前で「風ふくマルシェ」ということでイベントを開催させていただきました。駅前の活性化、磐越東線の利用者の増加、それから皆さん様々なイベントに集まっていたいて、マルシェも出していただいていたということで、イベントではミニSL、それから駅長体験、それからトクトクトクという5人乗りの窓のない乗り物、そういったものをイベントさせていただきました。お子さんたちもミニSLに何回も乗っていただくなど大変好評だ

ったと思います。

そういったイベントを通して、今ご指摘のあった、お子さんたちが参加できる、お買物もできるというところで、そういったイベント、来年ふくしまディスティネーションキャンペーンの本番でもございますので、そういったところで、今後事業の検討を進めて参りたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 3番目の質問に入ります。

お見合い事業ですね。「みーこん」の復活について、町の考えをお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 3点目のお見合い事業「みーこん」につきましては、コロナ禍の中止も含めまして、令和3年度までは町が主催しておりましたが、参加者数が少ないといった問題もあり、令和4年度からは福島さくら農業協同組合が主催する「たむら若者交流事業」に対しまして、田村市・小野町とともに財政的な支援を実施しているところでございます。

多くの方々が参加しやすい取組みであることが大切であると考えておりますので、今後も町の主催する形ではなく、民間事業者の多様なアイデアや広域的に行われる取組みに対し、町が支援する形を継続して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 今、課長が答弁されたとおり、町が全てを主催するのは、今すごく大変な時代になってきていると思うので、こういった民間の団体、例えばこおりやま広域圏も含めて、こういった地域と連携をして進めていく方法も一つあるんじゃないかなと思います。

あとやはり全てのこういったお見合いイベント。他のイベントもそうですが、町が全てやるというのは、もう本当難しいと思うんですね。逆にお見合い、みーこんもそうですが、逆にこう何というんですか、イベンターを集めるというんですかね。要は三春町でイベントをやりたい方を集める。そういった方をお願いをして、町は最低限の場所の提供だったりとか、例えばこのみーこんも、みーこんだけをやるとなかなか集まらないと思うので、例えば秋まつりのときにみーこん事業を入れたりとか、そうすればオムニバス形式でちょっと盛り上がっていくんじゃないのかなと。

後は、今地域おこし協力隊が一生懸命頑張っていますので、そういった地域おこし協力隊等の連携をしながら、みーこん事業といいますか、そういった活発なお見合いの場も進めたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、なかなかこういったイベントに若者が集まらない現状があるということで、広域的な取組み、それから民間事業者のアイデアですとか、企画力ですとか、情報発信力、集客力。そういったものをしっかりと活用しながら実施していくのが効果的かなというふうに考えております。

それから、イベントの中で秋まつりということで出ましたが、こちらについては、秋まつ

りで様々なイベントが行われておりますので、今後、秋まつりの実行委員会が開催され、検討が進められる予定でございますので、そういったご意見もあったということで周知させていただければと思います。

あと、地域おこし協力隊の方は、情報発信を様々させていただいておりますので、そういった地域おこし協力隊の力もしっかりと活用していければというふうに考えております。

以上です。

○議長 大内広信議員。

(ごさいませんの声あり)

○議長 以上で、3番大内広信議員の質問を終わります。

15分まで暫時休憩いたします。

..... ・ ・ 休 憩 ・ ・

(休憩 午後2時10分)

<休 憩>

(再開 午後2時15分)

..... ・ ・ 再 開 ・ ・

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

15番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番(鈴木利一議員) さきに通告してあります、三春病院の関係について質問いたします。

三春病院ですが、昨年の10月から病床の変更、そして今年の4月には診療科目の削減、診療時間の変更など大変目まぐるしく変わってしまいました。そこで、昨年からの経緯を分かるように説明をお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

昨年8月に指定管理者である公益財団法人星総合病院から、三春病院の入院ベッド86床のうち、東病棟の40床を回復期リハビリ病床から、長期入院が可能な療養病床へ変更したいとの申し出がありました。

理由は、物価高騰により三春病院だけでなく星総合病院においても昨年4月以降の収支が赤字に転じ、改善の兆しが見られないことから、三春病院の回復期リハビリ病床40床の機能を星総合病院へ移転し、増収を目指すとの説明でありました。

また、三春病院についても、今後、長期入院が必要な高齢者の増加が見込まれることから、療養病床とすることで三春病院自体の経営も黒字にすることができるとの説明を受けました。そのため町は、指定管理者からの申し出を受入れ、昨年10月1日より病床機能の変更を認めたところであります。

その後、今年の2月に入り、指定管理者から、病床機能を変更しても三春病院の経営を改善することができなかったこと。予想以上に離職する看護師が多く、星総合病院へ移転した回復期リハビリ病床40床を計画どおり稼働することができなかったこと。外来患者数が減少しているなどの理由から、昨年10月に機能変更した三春病院の療養病床40床を4月か

ら休止したいとの申し出を受けました。

併せて、外来診療についても4月から眼科・小児科を休診し、他の診療科目についても、一部を除いて午後の診療を休診して、その機能と人材を星総合病院に集約することで法人全体の収益を改善し、三春病院のバックアップを可能にしたいとの説明でした。

あまりにも急で一方的な申し出でございましたので、このままでは三春病院の運営継続は困難であると指定管理者から説明があり、受け入れざるを得なかったというのが実情であります。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 昨年の10月に病床を変更したと。普通に考えれば、始まって3か月、4か月というのは、本当にこれからだということで、みんな期待している時期だと思うんですよね。3か月、4か月で赤字だから駄目だという判断は、少し早過ぎるんじゃないか。1年か2年やって、いや、それでも駄目だったっていうんなら、療養病床にしてもやっていけないという判断はできると思うんですが。ちょっとあまりにも早過ぎる判断だったんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうね。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 先ほどの答弁の中で申し上げましたが、黒字であるとの説明を受けて、指定管理2期目に入っている相手方でありますので、当然それで努力してもらえらるであろうというふうに考えました。

その後、今お質しのとおり、短期間でまた経営方針が変わったということは我々としても寝耳に水の話でありまして、これについては結構厳しいやり取りをさせていただきました。ただ、結果として先ほど申し上げたとおり、受け入れざるを得なかったというふうな思いであります。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 確かに答弁のように、相手方のいる話ですので非常に難しい話だったのかなというふうに想像はできるんですが、今までの経緯を聞くと、一番は指定管理者の方の看護師不足だったり、人材不足。それが一番の大きな要因だったのではないかなというふうに思いますが、ただここに来て、今は一般的には病院も潰れる時代ですので何とも言えないんですが、少し説明不足、もっと時間的な余裕がほしかったというふうに思うんですが、どうでしょうね。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

我々としてもそのように感じましたし、申し上げました。これからはやはりもっと早い段階で心配である旨の情報を出すようには強く要望しております。今後の星総合病院の誠意あるいろいろな協議を望んでおりますし、彼らもそういうふうにしてくれるものというふうに今のところは判断しております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 次の2番目の方に行きたいんですが、三春病院の町内及び近隣市町における役割。大変重要なことだと思うんですが、その辺はどうなっていますか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

町内における三春病院の役割ですが、三春町内にはクリニックが9施設あります。しかし、いずれの施設も入院ベッドはなく、三春病院が町内クリニックや施設などから紹介された患者さんの入院を受け入れたり、CTなど高度医療機器による検査機能を担っております。

また、三春病院は公立小野町地方総合病院とともに、田村地方の中核的な医療機関としての役割を担って参りました。しかし、来年度たむら市民病院が新たに開設される予定であり、今後の外来患者さんの動向なども踏まえ、三春病院の役割についても再度検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 厚生労働省が2019年に発表していたんですが、公的病院の再編・統合について、特に議論が必要とするということで、全国で424病院の名前が出されております。残念ながら三春病院もこの名前に入っております。

現在、田村地方で中核的な医療機関としての役割を担っているということでもありますので、ぜひともここは残していかなければならないと、充実を図っていかなければならないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 昭和30年代からですか。県立三春病院時代から、阿武隈地域の高度医療などを担ってきた病院が前身であります。その機能は今でも続いていると思いますが、先ほど申し上げたとおり、新たにたむら市民病院ができるということになりますと、現在三春病院に通っておられる田村市民の方もたむら市民病院のほうに流れれば、経営的な観点からはやはり考えざるを得ない事態も出てくるのではないかというふうなのが正直な気持ちであります。

そういった現実を踏まえて、できるだけ現在の機能を残したいところではありますが、先ほど申し上げたとおり、厳しい医師不足あるいは看護師不足の状況などを踏まえて、その辺は事態をかなり即時に、現実を反映しながら、現実的な観点で判断しなければならないというふうに考えております。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 3番目に移っていきます。

昨年度の収支。まだ途中だと思うんですが、分かればお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

令和6年度の三春病院の収支ですが、現在集計作業中であり、最終的な報告はまだ受けてはおりませんが、今年2月の会議において、昨年4月から12月までの9か月間の赤字の累計額が、約1億2,000万円に及ぶとの説明を指定管理者より受けております。

なお、7月上旬には、令和6年度の三春病院の収支について指定管理者より報告がありますので、町民の皆さんへも町広報を通してお知らせいたします。

以上であります。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 病院経営は非常に大変だというのは新聞等でも出ていますので分かるんですが、コロナの補助金もなくなって、それで減収。そしてあと物価高、人件費の高騰など、大変こう厳しい状況はあると思いますが、病院の40床は使っていないので、その病院の中の経費節約ということで、今、何か取り組んでいることがあれば教えてください。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、私の方からお答えいたします。

40床のベッドを9床にしたということで、後はその診療の時間・科目が減ったというふうなことで、スタッフの方が大分削減されてしまったというふうなことです。特に看護職ということで、具体的には、従来いた看護職ですが、看護師としては46名、看護の補助者として13名というふうなことなんですけれども、看護師については31名ということで15名減、後は補助者ということで5名減ということで、合わせて23名、看護職だけでも三春病院から星総合病院の方に移ったというふうなことで、縮小することによって、一番は人件費、人の係が減ったというふうなことで聞いております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 今、6月になろうとしているところなんです、今年の4月、1か月間の収支、また利用人数など、中途半端な時期で集計するのは大変だと思うんですが、その辺出ていれば教えてください。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

外来と入院と2つの数字がありまして、金額の方については月単位での報告はいただいておりますので、あくまでもその外来患者さんの数、延べ日数、後は入院されている患者さんの1日平均ということで報告させていただきますと、令和6年度、これは1年間の平均ですが、令和6年度は1日平均、外来患者数は128名ということでございますが、4月については108名というふうなことでございました。

あと入院患者さんの数ですが、令和6年度の1日平均が60名。これが4月は31名ということで、ベッドが半分、40床減ったというふうなことが反映しているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 昨年度と今年度の一応4月分が人数で出されたんですが、これから想定される赤字幅というのは、計算が難しいかもしれないですが、計算できればお願いします。

○議長 答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答え申し上げます。

やっぱり統計の数字を見ますと、確かに患者さんの数は減ってきているということで、そもそも三春病院が町立に移行して間もない平成23年度につきましては、外来の患者数が195名ということで200名近くいらっしやったのが、令和6年度で言いますと127名、1年間の平均。今年度の4月ですと100名ほどというふうなことで、令和6年度と平成2

3年度を比べただけでも35%、4割近く減ってきているというふうなこと。

ご承知のとおり、人口の方も減少傾向にあるというふうなことで、これからますます高齢化率は上がりますけれども、そもそも高齢者の絶対数なんかも減ってきているということと、あと先ほど町長の答弁もありましたが、たむら市民病院が来年度、今の計画ですと令和9年の1月にオープンすることで今進めているみたいですが、そういった医療施設、環境の状況というふうなこともあります。

後はベッド数今回減らしましたが、先ほども町長の方からも話がありましたが、そういった社会情勢、三春病院の利用状況なんかも踏まえて、今後、三春病院の施設の規模なんかもいろいろ検討はしていかなければならないのかなと。

当然、規模の方を縮小すれば、それに係る人件費とか経費とかも当然変わってきますので、その辺でどのような規模にしていくか、患者さんがどれほどこれから来院していただけるか、その辺をどういうふうに見極めるかというふうなことで、具体的な数字というか、金額まではこの場ではちょっとお答えできないんですけれども、その辺両方を見た形の中で、今後、三春病院のあり方というものについては検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 医療を取り巻く状況というのは非常に厳しくなっているなというふうに思うんですが、それでは次の質問ですが、来年度以降の指定管理の考え方について伺いたいします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

現在、星総合病院との間で締結している指定管理の協定期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間です。

期間満了後の令和9年度以降の対応につきましては、不足する医療従事者の確保や施設の維持修繕など、今後、一段と厳しさを増す病院運営に対し、町として対応可能な支援のあり方や、人口減少などの社会情勢を踏まえた三春病院の今後のあり方なども含め、現在、星総合病院と指定管理継続に向けて協議を進めているところでございます。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 町で協力できるところは協力しようというところだと思うんですが、支援のあり方について、医療従事者の確保とかなんていうのは、これは町ではなかなか難しいと思うんですよね、協力と言っても。一番考えられるのは金銭的な問題がこれが一番だと思うんですが、将来的に令和9年度以降の分について、町として青天井で三春病院の存続のために何億円も払うというのはちょっと難しいかなというふうには思います。これは理解できます。

そこも踏まえて、星病院との指定管理の考え方。ここまでだったら頑張ることができるのかなという金額も含めて出れば、難しいかもしれないんですが、お願いします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 金額ですが、申し訳ありませんが、このくらいではなかろうかというのはかなり難しいご質問でありますので、その辺はご容赦ください。

ただ、病院運営については、当然一般財源、あるいは国からの交付税、あるいは基金の積立てがございますので、その中から持続可能な形で支出できる範囲内ということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長 鈴木利一議員。

○15番（鈴木利一議員） 確かに金額の話等、難しいかなとは思っていたんですが。後は現在星病院との間で指定管理について協議を進めているということなんですが、それ以外の方法というのを考えているのか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 方法としては複数あるかと思いますが、今、指定管理をお願いしている星総合病院と継続に向けての協議に専念していくということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 鈴木利一議員。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、15番鈴木利一議員の質問を終わります。

……………・・ 散会宣言 ・……………

○議長 これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦労さまでした。

（午後2時40分）

令和7年6月4日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 影山孝男	2番 三瓶一壽	3番 大内広信
4番 佐藤弘	5番 山崎ふじ子	6番 石井一正
7番 小林孝	8番 松村妙子	9番 三瓶文博
10番 篠崎聡	11番 橋本善一郎	12番 佐久間正俊
13番 影山常光	14番 遠藤亮子	15番 鈴木利一
16番 影山初吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 荒井公秀	書記 横田涼
	書記 佐藤祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	坂本浩之
副町長	伊藤朗

総務課長	嶋原健二	財務課長	菊田誠子
企画政策課長	渡辺淳	住民課長	佐久間島宏
税務会計課長	今泉喜徳	保健福祉課長	影山清夫
子育て支援課長	大内広三	産業課長	遠藤晃
建設課長	新野恭朗	企業局長	橋本泰寿
教育長	添田直彦	教育次長兼 教育課長	藤井康
生涯学習課長	伊藤晴之		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年6月4日（水曜日） 午後2時00分開議

- 第1 付託議案の委員長報告
- 第2 議案第35号 石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負変更契約の追認について
- 第3 議案第36号 ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負変更契約の追認について
- 第4 議案第37号 岩江児童クラブ用途変更工事請負契約について
- 第5 議案第38号 軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車（デッキバン）の買入れについて
- 第6 議案第39号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第40号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第41号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第42号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第43号 令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）
- 第11 陳情第2号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情
- 第12 陳情第3号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出について

ての陳情

第 1 3 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書

第 1 4 陳情第 5 号 東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないこと

第 1 5 陳情第 6 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

第 1 6 議員派遣の件

《追加日程》

第 1 発委第 6 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

第 2 発委第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

第 3 発委第 8 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

第 4 発委第 9 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

5 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後 2 時 0 0 分)

..... 開議宣言

○議長 こんにちは。傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いを申し上げます。

また、許可を得た場合を除き、議場内での写真撮影、録音及び録画は禁止されておりますので、ご了承願います。

なお、議場及び傍聴席において、健康管理のための水分補給が可能となっておりますので、申し伝えます。

それではただ今より本日の会議を開きます。

..... 付託議案の委員長報告

○議長 日程第 1、付託議案の委員長報告を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会 6 月会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は 5 月 3 0 日に日程設定を行い、6 月 2 日、第 1 委員会室において開会し、現地調査も行いました。

議案第 3 5 号 石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負変更契約の追認について

議案第 3 6 号 ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負変更契約の追認について

以上 2 案について、企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案については、議会が通年会期を導入している場合、特に指定された事項以外は専決処分ができないことを認識していなかったため、追認にはなるが、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで締結した変更契約に対し、議会の議決を求めるとの説明があり、「今後は法令を遵守した適切な事務執行を図り、このようなことがないよう留意すべき」との意見を付し、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 3 8 号 軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車（デッキバン）の買入れについて

本案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、5月30日に日程設定を行い、6月2日、3日及び4日に第3委員会室において開会いたしました。また、6月3日には現地調査を行いました。

議案第37号 岩江児童クラブ用途変更工事請負契約について

教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

…………… ・ ・ 討論及び採決 ・ ・ ……………

○議長　日程第2、議案第35号「石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負変更契約の追認について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第36号「ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負変更契約の追認について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第37号「岩江児童クラブ用途変更工事請負契約について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第38号「軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車（デッキバン）の買入れについて」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第39号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第40号「令和7年度三春町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第41号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題

とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第42号「令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第43号「令和7年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 付託陳情事件の委員長報告 ……………

○議長 日程第11から日程第15、付託陳情事件について、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会6月会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月2日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会 田村地区連合会 議長 樽井義成

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

地方財政の充実・強化を求める意見書を提出すること。

以上について財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長　経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月2日、会議室3-1・3-2において開会いたしました。

陳情第5号「東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないこと」

陳情者　三春町桜ヶ丘4-2-15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春　共同代表　塚原寿

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めない意見書を国に提出すること。

以上について住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、採択すべきではないと判断したことから、当委員会は全員一致で不採択にすべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月2日、第3委員会室において開会いたしました。

陳情第2号「国に対し『女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書』提出についての陳情」

陳情者　福島市舟場町3-26

新日本婦人の会福島県支部　会長　井上裕子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出していただくこと。

以上について生涯学習課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については全員一致、採択すべきものと決しました。

陳情第3号「国に対し『選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書』提出についての陳情」

陳情者　福島市舟場町3-26

新日本婦人の会福島県支部　会長　井上裕子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を提出していただくこと。

以上について住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については反対多数、不採択と決しました。

陳情第6号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳情者 福島市上浜町10-38

福島県教職員組合 中央執行委員長 瀬戸禎子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

〈陳情事項〉

令和8年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出していただくこと。

以上について教育課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 陳情第3号で「反対多数」とあるんですが、賛成・反対の人数を教えてください。併せて、賛成・反対のそれぞれの意見。概略で良いので教えてください。

○文教厚生常任委員長 賛成が1、反対が3です。

反対意見としては、一つには日本の伝統に反するというようなこと。または歴史的に見てもなじめない。また、悪用されてしまうのではないか。あと、子どもの名字をどちらかにしないといけないというようなことから反対という意見でありました。

また、賛成については、今の時代に合っていないということであったり、憲法の第24条で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」であったり、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」という、ちょっと難しい意見にはなっていますが、そういうことであります。

○議長 他にありませんか。

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

…………… 討論及び採決 ……………

○議長 日程第11、陳情第2号「国に対し『女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書』提出についての陳情」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

日程第12、陳情第3号「国に対し『選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書』提出についての陳情」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

5 番。

○5 番（山崎ふじ子議員） 陳情第3号「国に対し『選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書』提出についての陳情」について、賛成の立場で発言いたします。

この制度は、全てのカップルに夫婦別姓を義務づけるものではなく、希望される方が使う制度であります。法的に夫婦別姓を求めないのは日本だけです。

添付資料にもありますように、NHKの昨年5月の世論調査では、全世代で選択的夫婦別姓制度を導入すべきが62%です。若い世代ほど多く、30代は78%です。

結婚して姓を変えるのは圧倒的に女性です。96%にもなります。姓を変えますと、様々な手続が必要です。保険証、運転免許証、銀行口座など、新しい戸籍を持って手続をして歩かなければなりません。

残念ながら離婚した場合には、また姓を変えますと同じような手続をしなければなりません。さらに、姓を変えたために離婚しましたと公言して歩く状況になります。職場でも同じことが発生するわけです。私的なことを公にせざるを得ない実態、そして多くの例で女性がこの苦労を背負っているわけです。

国際結婚の場合は、原則夫婦別姓であります。結婚総数の3.5%は国際結婚であります。日本人同士の結婚では夫婦同姓が義務づけられていますが、国際結婚では別姓なのです。通称の姓での仕事は日本国内では通用いたします。しかし、外国では通用しません。夫婦同姓を義務づけているのは日本だけなのですから、外国では通用しないわけです。特に、グローバルな社会が今どんどん広がっております。そういったなかで特に研究者の方々は、それまで培ってきた研究成果を、姓を変えることでキャリアが活かされなくなる懸念があります。それによって結婚を諦めるという方も実際にいらっしゃいます。

日本では明治31（1898）年の民法施行で、家父長制度の強化のもとで夫婦同姓の強制が始まりました。それ以前は庶民が姓を名乗ることは許されず、武家出身の女性は結婚後も実家の姓のままで夫婦別姓でありました。夫婦同姓が日本の伝統文化とは必ずしも言えないと思います。

よって、この陳情案件は、国に提出すべき、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 次に、本陳情を採択することに反対の議員の発言を許します。

7 番。

○7 番（小林孝議員） 反対の1人として多数決で今まで日本で末永く…日本という国土を愛しながら皆さん来たと思います。

それに対して今国会でもいろいろ揉めていると思いますが、日本は法治国家だから多数決でやろうとしています、これは非常に良いことと悪いことがあります、日本の特権としては、私は望ましくないと思います。それで反対の意味を申し上げたわけでございます。

○議長 次に、本陳情を採択することに賛成の議員の発言を許します。

15 番。

○15 番（鈴木利一議員） 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出に賛成の立場で討論したいと思います。

現在の民法では、結婚に際して男性または女性のいずれか一方の名字を改めなければなりません。現実には男性の名字を選び、女性が名字を改める例が圧倒的多数であります。

ところが女性の社会進出等に伴い、名字の変更による職業生活上の問題、日常生活上の不便・不利益など、様々な指摘がされております。こうした不便・不利益を解消するためにも、

選択的夫婦別姓制度の導入は必要と思いますので、この意見書提出には賛成であります。

○議長 本陳情を採択することに反対の議員の発言を許します。

10番。

○10番（篠崎聡議員） 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」の提出について、反対の立場から討論いたします。

そもそも夫婦同姓は先ほど賛成者からの意見もあったとおり、明治31（1898）年に制度化されたもので127年の歴史があります。

また、明治以前の江戸時代はどうだったかというのも先ほど賛成者からありましたけども、一般の民は名字を名乗ることができなかったということがあります。武家と公家には名字がありましたのでその辺どうだったかと言いますと、確かに先ほど賛成者の言ったとおり、武家の嫁に入った者は、誰々の娘とか、前の家庭の名前を引きずっていたというのがあります。しかし、武家や公家におきましては、自分の家か婿入りした家の名字を名乗るということであります。

夫婦同姓は日本の伝統、歴史です。最近、グローバル化や女性の社会進出などで選択的夫婦別姓制度が議論されてきています。しかし、日本に入ってきている夫婦別姓の近隣の外国人にとって都合の良い制度になると私は思います。日本の歴史・文化を奪うような選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出については反対いたします。

○議長 次に、本陳情を採択することに賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 ありませんね。

ほかに討論がありませんので、以上で討論を終わります。

陳情第3号を採決します。本採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、原案に対して採決いたします。本陳情を採択することに賛成の議員は起立を願います。

（起立多数）

○議長 起立多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定しました。

日程第13、陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

日程第14、陳情第5号「東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないこと」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

4 番。

○4 番（佐藤弘議員） 原案に賛成の立場で討論をいたします。

まずは皆さん、福島県人であります。

したがって、東京電力が起こした福島原発の事故。誰もが身にしみて感じていると思います。16 万人以上の人々が避難を余儀なくされ、未だ何万人の人が帰れずにおります。これも事実です。一旦事故が起これば、避難するなんていうことはできないことも、現実として我々は知っています。福島県人であれば、原子力発電所そのものが問題であります。事故が起きないとは限らない。起きたらどうするのか。それを考えると、ざわっといたします。

陳情書にあるとおり、電気が足りないので、困って柏崎刈羽原子力発電所を再稼働するのか。そうではないんです。あれほど真夏日が続いても東京で停電が起こったり、電気がなくて困ったなんていう話がありましたか。皆さんはどこに目を付けて議論をしたんですか。単に「大丈夫だ」「国の原子力規制委員会がOKを出したから良いんだ」と。そんな問題ではないと思います。

絶対福島県人として私は反対をする。

したがって、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働は認めない。このように発言をいたします。

以上です。

○議長 本陳情を採択することに反対の議員の発言を許します。

1 番。

○1 番（影山孝男議員） それでは、「東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないこと」に対する反対の意見を述べさせていただきます。

現在、日本では原発が関西・九州電力等において数カ所再稼働されております。これらは、流れとして原子力規制委員会の審査を基に再稼働しているわけです。柏崎の原発においても、原子力規制委員会の審査状況として、令和2年10月27日に建設及び工事の認可がされており、令和2年10月30日には保安規定変更の認可を受けております。

また、新潟県の動きとしては、福島第一原発事故に関する3つの検証を実施しております。

また、国及び県の取組の説明会、それから公聴会等も継続されて行われております。これらを鑑み、あと政府としての対応としては原子力発電所の再稼働については、安全性の確保を大前提としつつ、地元理解を得たうえで再稼働していくというのが政府の一貫した方針というふうに考えております。

ということは、安全確保と地方の理解があれば再稼働できるということが考えられます。また経済的な面によっては、電気料金の抑制であるとかが見込まれます。また、東京電力においては、福島原発の廃炉の手続が完了しなければなりません。このためには、東京電力が正確に完全に廃炉にする責任があります。このためには、再稼働しなければ進まない部分があるかと思うので、私としては再稼働すべきと考えております。

以上です。

○議長 本陳情を採択することに賛成の議員の発言を許します。

5 番。

○5 番（山崎ふじ子議員） この陳情を採択することに賛成の立場で発言いたします。

この新潟県の柏崎刈羽原子力発電所は福島県のすぐ西側にあるわけです。そこで事故が起きると、我々福島県はまた福島原発と同じような被害を受ける可能性が非常にあるわけですね。

そして、その原発も福島原発と同じ年代に建てられた古い原発です。それを再稼働する。そして、今地震が多発してます。昨日の夜も北海道の方で地震がありましたけれども、福島

県沖でも、また輪島の方でも大変な地震があつていろんな被害を受けてます。

そんななかで再稼働をしますと、そういった原発が爆発するリスクを背負うわけです。そのリスクは福島原発でどれだけお金をかけているか。後片付けというかその被害を解消するために非常にお金がかかっているわけですね。それがまた起きるという可能性が少なからずあるわけで、そういったリスクを背負う覚悟がみなさんおありなんではないでしょうか。

ぜひ子孫のためにも、こういった原発被害を受けるリスクを減らしていただきたい。そう思います。

よろしくお願いいたします。

○議長　本陳情を採択することに反対の議員の発言を許します。反対討論はありませんか。
2 番。

○2 番（三瓶一壽議員）　令和 7 年 5 月 2 0 日付けで提出されました、陳情第 5 号「東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めないこと」。内閣総理大臣、経済産業大臣、復興大臣及び原子力規制委員会の委員長に対し三春町議会が提出する件について、私はこれから述べる 6 点をもって不採択に賛成します。

まず 1 点、この陳情書は現状を鑑みるに、当該団体の個人的見解の域を出ておらず、少なくとも三春町民の総意ではないと思われます。

2 点目。この点について、国では平成 2 4 年から環境省の外郭として原子力規制委員会を設置して以来、福島第一原子力発電所の教訓を踏まえたうえで安全性の見直し基準等を検討し、討論してきております。

これと並行して、原子力関係閣僚会議を 2 0 2 5 年までに 1 2 回開催されております。そのなかで最新の会議である 2 0 2 4 年 9 月 6 日の会議において、岸田内閣総理大臣よりまとめの発言がありました。「原子力発電所の再稼働については、安全性の確保を大前提としつつ、地元理解を得た上で再稼働していく」という政府の一貫した方針が話されております。

現段階では、原子力規制委員会、国及び国際的に認められた専門的なスキルを備えた組織員による判断、2 0 1 7 年にこの適合性を検討した結果、適合とした。を三春町議会として容認することは合理的と考えます。

ただし、国民感情、地域民感情はまた別問題であります。

4 点。この件に関しまして、県民投票を問う条例の制定については新潟県民の直接請求により開催された 2 0 2 5 年 4 月の臨時議会において特別委員会が設置され、3 日間にわたり多様な意見が出ましたが、結果、賛成少数で否決されました。

このことから本件は非常にデリケートでかつ慎重に行動を求められるものと考えます。

現在、当事者である新潟県をはじめ、新潟県内の市町村では、新潟県の開催する予定の説明会及び討論会の開催日程が決まるなど、具体的に判断をするために今動き出したところであります。

しかるに、我々ももうしばらく当事者等の考えが煮詰まるのを見守るべきではないかと考えることから、三春町議会としてこの意見書を提出することには賛成できない。不採択に賛成です。

以上です。

○議長　ほかに討論はありませんか。
(なしの声あり)

○議長　以上で討論を終わります。

陳情第 5 号を採決します。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の議員は起立願います。

(起立少数)

○議長 起立少数です。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第15、陳情第6号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。

本陳情は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択することに決定しました。

…………… 議員派遣の件 ……………

○議長 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、タブレットに掲載いたしましたとおり、派遣したいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件はタブレットに掲載しましたとおり、派遣することに決定しました。

…………… 追加議案の提出 ……………

○議長 ただいま発委第6号から発委第9号までが提出されました。

この際日程に追加して議題としたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって発委第6号から発委第9号を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ち願います。

議案書の掲載は確認できましたか。

… 発委第6号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書 …

○議長 追加日程第1、発委第6号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第6号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和7年6月4日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子
意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおり
であります。

令和7年6月4日 三春町議会議長 影山 初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 発委第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書 ……………

○議長 追加日程第2、発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題としま
す。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書」

地方自治法第99条の規定により、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり
関係機関に提出するものとする。

令和7年6月4日提出 提出者 三春町議会総務常任委員会 委員長 三瓶文博

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおり
であります。

令和7年6月4日 三春町議会議長 影山 初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………・・ 発委第 8 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と
被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書 ・・……………

○議長 追加日程第 3、発委第 8 号『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第 8 号『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和 7 年 6 月 4 日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載した意見書のとおりであります。

令和 7 年 6 月 4 日 三春町議会議長 影山 初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第 8 号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………・・ 発委第 9 号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書 ・・……………

○議長 追加日程第 4、発委第 9 号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第 9 号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」

地方自治法第 99 条の規定により、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和 7 年 6 月 4 日提出 提出者 三春町議会文教厚生常任委員会 委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先につきましては、タブレットに掲載した意見書のとおりであります。

令和 7 年 6 月 4 日 三春町議会議長 影山 初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第9号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会議に付された事件はすべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決・承認いただきまして、本当にありがとうございます。ただ、付帯意見をいただいたことにつきましては重く受けとめております。今後は法令を遵守して、適正な行政執行に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

さて、この6月会議開催中、地区の球技大会或いはその行き帰りに草刈りをされている町民の皆さんの姿をよく拝見いたしました。年々確実に高齢化が進んで、年々参加者が少なくなっているなというふうな実感を持ちました。町としても、様々な協力を要請する場合には、ただ単純に前例を踏襲して前年どおりということではなく、そういった皆さんの生活スタイル或いは構成内容が変わっているということを十分に自覚して、負担がかからないよう、そして持続できるような町政に努めて参りたいという気持ちを改めて実感いたしました。そのような行政を進めて参りたいというふうに思います。

さて、これから本格的な梅雨に入って、梅雨が明ければ猛暑が予想されております。町としては猛暑対策、昨年よりもバージョンアップをして臨んでまいります。議員の皆様におかれましても十分健康に留意されまして、元気にこの夏を乗り切って9月会議または今年度の様々な事業について、活発な意見交換をお願いしたいというふうに思っております。期間中大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、令和7年三春町議会定例会6月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 3時35分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月4日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 鈴 木 利 一

署 名 議 員 影 山 孝 男

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 3 5 号	石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負変更契約の追認について	全 員	原案可決
議案第 3 6 号	ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負変更契約の追認について	全 員	原案可決
議案第 3 7 号	岩江児童クラブ用途変更工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 3 8 号	軽四輪駆動小型動力ポンプ積載車（デッキバン）の買入れについて	全 員	原案可決
議案第 3 9 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全 員	原案可決
議案第 4 0 号	令和 7 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）	全 員	原案可決
議案第 4 1 号	令和 7 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	全 員	原案可決
議案第 4 2 号	令和 7 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	全 員	原案可決
議案第 4 3 号	令和 7 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）	全 員	原案可決
発委第 6 号	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書	全 員	原案可決
発委第 7 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	全 員	原案可決
発委第 8 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	全 員	原案可決
発委第 9 号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書	全 員	原案可決